

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

(2004年4月～2006年7月)

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

自己点検評価委員会

平成18年(2006年)9月

上智大学法科大学院教育研究活動報告書（2006年版）

まえがき

上智大学は、1995年度から自己点検・評価制度を導入し、1998・99年度における第3回の評価の実施に際しては、その結果を冊子にまとめ、これをもとに2000年に大学基準協会に対して相互評価の申請を行い、2001年3月6日付けで相互評価認定がなされている。大学基準協会に対する次の評価申請は、2008年に行う予定となっている。上智大学法科大学院は、大学院法学研究科の一専攻（法曹養成専攻）として設置されているので、自己点検・評価についても、原則的にはこうした従来の全学的な制度の枠組みに組み込まれ、実施される。

しかし、法科大学院は、専門職を養成するための独立性を持った機関でもあって、外部機関による厳格な評価を受けなければならないこととされている。そこで、本法科大学院では、既存の制度とは別に、独自の自己点検・評価制度を設けて、法科大学院における教育に関して自己点検・評価を行う一方、外部評価機関による評価については、2005年より既に毎年実施している。外部評価委員は、落合誠一東京大学教授、酒巻匡京都大学教授、原壽長島・大野・常松法律事務所マネジング・パートナーである。認証評価機関による第三者評価については、5年ごとに実施することとした。大学評価・学位授与機構による最初の評価は、2007年に予定されている。

本法科大学院では、2004年の発足当初は、自己点検・評価作業の中核として、自己点検・評価、FD委員会というひとつの組織を設置していたが、各活動の重要性に鑑みて、2006年度より自己点検・評価委員会とFD委員会とに分割した。2006年度から前者の委員会の主導の下に、自己点検・評価報告書の作成に着手し、このたび本報告書を編集・作成するに至ったので、ここに公表するものである。本法科大学院では、今後とも不断に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を順次作成して、公表していく所存である。

本報告書は、全体で4部構成になっている。第1部から第3部は、本法科大学院における自己点検・評価の結果であり、第1部において法科大学院の理念と将来構想を示したのち、第2部教育体制、第3部教育支援体制に分けて自己点検・評価を行う。第4部では本法科大学院に所属する教員のこの2年半（2004年4月以降）の研究および教育上の業績、学外での公的活動、社会的貢献活動等についての記録である。

2006年9月

法科大学院長 滝澤 正

上智大学法科大学院教育研究活動報告書（2006年版）目次

まえがき	1
目次	2
第1部 法科大学院の理念と将来構想	5
第2部 教育体制	7
教育研究組織	7
1. はじめに	7
2. 教員組織の概要	7
3. 専任教員の配置と構成	8
入試制度・状況	12
1. 入学定員・出願方法・他学部卒・社会人・外国語特別枠	12
2. 入学試験	12
(1) 実施時期	12
(2) 第1次試験	12
(3) 第2次試験	12
(4) 入学者選抜方法	12
3. 状況	13
学生生活・福利厚生	14
1. 授業料・奨学金等	14
(1) 授業料	14
(2) 奨学金	15
2. 福利及び厚生	15
(1) 施設	15
(2) 学生相談	16
(3) 健康相談	16
(4) セクシャルハラスメント対策	16

(5) 学生金庫・アルバイト紹介	16
3. 進路相談	16
第3部 形成支援プログラム	18
1. 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」	18
(1) 目的	18
(2) 計画	18
(3) 実績 (2006年7月まで)	18
(4) 課題	19
2. 「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」	
(1) 概要	20
(2) ワークショップ	20
(3) 調査・研究	22
(4) 教材作成	22
(5) その他	22
第4部 教員の個人活動	
伊集院 功	23
猪俣 尚人	25
岩瀬 徹	29
岩田 太	32
江藤 淳一	36
奥富 晃	38
越智 敏裕	40
小幡 純子	44
北村 喜宣	49
小塚 莊一郎	55
佐藤 岩昭	60
田頭 章一	62
高見 勝利	66
滝澤 正	69
辻 伸行	72
出口 耕自	77
長沼 範良	79

原 強	84
福田 誠治	87
更田 義彦	91
藤枝 純	94
前田 陽一	95
町野 朔	100
森下 哲朗	104
矢島 基美	109
吉川 栄一	112
和仁 亮裕	115

第1部 法科大学院の理念と将来構想

本法科大学院は、本学の教育理念を当然のことながら体現するものであり、具体的には次のような教育を目指している。

第1に、上智大学はキリスト教的ヒューマニズムに基づく人間形成を建学の精神としている。

他者のために、他者と共に生きる人間への成長を目指し、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに深く共感しうる豊かな人間性を涵養する教育は、将来法曹となって社会的に貢献しようと思っている者に対しては、とりわけ重要なことである。法科大学院においては、どうしても実務的な法技術を身につけさせる教育が中心となるが、本学においては、その中でも様々なかたちで学生一人ひとりの人格と個性を尊重し、その与えられた天分を最高度に伸ばすことのできる人間教育を行っている。また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心と興味を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索を深める教育を実施している。「法曹倫理」や基礎法・隣接科目の充実のほか、とりわけ少人数教育の実現により、教員と親しく接することを通じて、あらゆる授業において、密度の濃い教育を行うという理想に向けて努力している。

第2に、上智大学は単に知識を多く有するというのではなく、新しい問題に対処しうる智慧を身につけさせる教育を理念としている。

法科大学院においては、法的事案に知識を当てはめ解決するのではなく、未知の事象に対処することができる能力を養うことが必要とされており、これは本学の教育理念とまったく一致するところである。講義形式の授業だけでなく、少人数での演習方式、双方向の対話形式や実際の法律相談に応じるなど多様な授業を適宜組み合わせ活用し、柔軟な法的思考能力を養う教育を実現している。また理論と実務を架橋した教育もこうした目的の達成にあたっては不可欠であり、共同担当の実施のほか教育方法の打ち合わせ、教材の開発等を積極的に行っている。

第3に、上智大学は国際性を身につけさせる教育を重視している。

法科大学院と関連の深い法学部において、1980年にわが国ではじめて国際関係法学科が設置されているのは、その一つの現れである。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。本法科大学院における教育は、このような社会において、これを支え推進する国際的な関心をもった法曹を育てることも実現する。国際関係法科目や外国法科目を重視するとともに、外国人教員や外国語による教育も部分的に取り入れる、渉外弁護士事務所と提携するなどして、将来国際的に活躍できる人材の育成を目指している。

第4に、上智大学は、近年、本学が取り組むテーマとして「環境」を重視してきた。

法科大学院と関連が深い法学部において、1997年にわが国ではじめて地球環境法学科が設置されており、2005年には独立大学院として地球環境学研究科（地球環境大学院）が開設されている。地球的規模で拡大する環境問題を解決するために、法的視点を有する人材は不可欠である。環境問題に強い法曹に必要な環境法実務演習や企業環境法など環境法科目を充実させ、環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる環境法を駆使できる法曹の育成を目指している。従来より地球環境法学科および地球環境大学院の豊富な人材の協力を得ていたが、2007年より地球環境大学院との間で相互の単位認定を実施し、環境法関連科目の一層の充実が図られることとなった。

第2部 教育体制

教育研究組織

1. はじめに

本法科大学院は、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻として設置されており、学生定員 300 名（入学定員 100 名）であるところ、法曹養成専攻の教育上必要な教員として、専任教員 26 名及びみなし専任教員 1 名の合計 27 名の教員が配置されている。そのうち 6 名は、実務家教員である。そのほか、平成 18 年度においては、兼任教員 10 名、兼任教員 21 名（うち、最高裁判所派遣教員 1 名、実務科目担当の弁護士教員 14 名）を置いている。これらの教員は、いずれも、担当する授業科目に関し高度の教育能力を有しており、本法科大学院の規模に応じて必要とされる教員が十分に配置されている。

さらに、本法科大学院では、その教育目標を実現するために必要となる数多くの科目を展開しているが、教育上主要と認められる科目のほとんどが専任教員により担当されており、今後もこの体制を維持して、教員間で緊密な連携をとりつつ教育内容の充実・改善を図ることとしている。

2. 教員組織の概要

(1) 2006 年度において本法科大学院に配置されている教員は、〔表 2-1〕のとおりである。

(2) 本法科大学院の専任教員は、研究者教員及び専任教員ともに、設置申請における教員申請において「可」の評価を得た者であって、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められている。研究者教員は、いずれも、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者であり、各教員の個人活動の章で記載されているとおり、高水準の研究業績を示している。また、実務家教員は、いずれも、各分野で豊かな識見と高度の見識・技能を有することで高い評価を得ている者であり、各種の研修・教育を担当した実績からも、高度の実務的技能を教授する能力を有している。

(3) 専任教員の教育・研究活動については、本報告の教員の個人活動の章で詳述されているが、兼任教員、兼任教員も含めて、教員の基礎的データは、上智大学法科大学院のホームページ上で公開されている (<http://lawschool.cc.sophia.ac.jp/kyouin/index.html>)。

(4) 本法科大学院の教員の採用及び昇任については、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」及び「大学院法学研究科担当教員資格審査に関する内規」の定めに従い、教員選考委員会の審議を経た上で、法科大学院教授会で決することとされている。

なお、法科大学院の中長期的な人事計画を策定するために、法学研究科に人事委員会を設置し、必要な審議を行っている。

3. 専任教員の配置と構成

(1) 本法科大学院の学生収容定員は 300 名であることから、必要とされる専任教員の数は 20 名であるところ、これを超える 27 名が配置され、多様な法分野に対応できる充実した教育体制となっている。なお、当面の措置として、法学部各学科に所属する教員 9 名を法科大学院の専任教員として取り扱っているところであるが、それ以外の教員は、法科大学院に限り、専任教員として取り扱われている。教育研究体制の充実・強化によって、専任教員いずれもが法科大学院に限り専任教員として取り扱われるようにすることが、今後の課題といえる。

専任教員 27 名のうち、24 名が教授又は実務家教授である。その比率は 89%であり、このことは、教育・研究・実務の各方面において豊富な経験を有する教員がほとんどの領域にわたり配置されていることを意味し、本法科大学院の教育体制が優れたものであることを示している。

法律基本科目の指導を担当する者としては、憲法 2 名、行政法 1 名、民法 5 名、商法 2 名、民事訴訟法 2 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名の専任教員が配置されている。各教員は、本報告書の教員の個人活動の章で詳述されているとおり、各分野において高水準の研究業績を積み、かつ教育経験を重ねており、本法科大学院では、すべての法律基本科目について適切に指導できる専任教員をバランスよく配置しているといえる。

(2) さらに、本法科大学院では、基本的な法領域に関する基礎的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に学修させた上で、先端的・応用的分野及び実務的分野への架橋を図るため、基礎法学・隣接科目の教育、展開・先端科目の教育を担当する教員を配置している。とりわけ、国際問題や環境保全に秀でた 21 世紀を担う法曹を養成するという観点から、これら両分野に関する教育・研究の豊富な実績を有する専任教員を複数配置して、国際関係法と環境法に特化した選択科目群を展開しており、このことは本法科大学院の特徴ある点といえる。

(3) 専任教員の年齢構成をみると、30 歳代 4 名、40 歳代 9 名、50 歳代 8 名、60 歳代 6 名であり、適正なバランスが保たれている。

(4) 実務家教員は 6 名（うち 1 名はみなし専任である派遣検察官）が配置され、専任教員に占める割合は、22%である。いずれも 5 年以上の実務経験を有する法曹であって、高度の実務能力を有しており、設置申請において「可」の教員判定を受けている。各教員の実務経験については、本報告書の教員の個人活動の章で詳述されているとおりであり、いず

れも、担当する授業科目との関連が認められることは明らかである。

(5) 本法科大学院では、教育上主要と認められる科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法からなる法律基本科目群、及び法曹倫理、訴訟実務基礎（刑事）、訴訟実務基礎（民事）からなる法律実務基礎科目群を配置し、それらをすべて必修科目として位置づけている。平成 18 年度において、これら教育上主要と認められる科目として開講されたクラスは、合計 37 クラスであるが、訴訟実基礎（民事）2 クラス以外はすべて専任教員が担当しており、その比率は 95% である。

(6) 本法科大学院の専任教員は、良好な教育研究環境を維持するという観点から、原則として、年間の授業負担数を 16 単位とすることとされている。なお、法科大学院の設立当初の事情その他の理由により、現時点では、これをやや上回る専任教員もいるが、おおむね年間 30 単位以下の範囲にある。授業負担の適正化という観点から、すべての教員について、2007 年度以降は 30 単位以下にとどめる見込みである。授業負担の適正化を一層推進するために、さらに、年間 20 単位以下にとどめる方策を検討することが、今後の課題として考えられる。

専任教員の教育・研究水準の向上を図るため、本法科大学院の専任教員は、「教員特別研修制度に関する規程」の定めるところにより、6 年以上継続して勤務したときは、1 年間の特別研修期間を与えられる資格を有することとされている。また、「上智大学教員在外研究規程」の定めにより、原則として 1 年以内の在外研究期間を与えられることが可能である。

(7) 本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、3 名の助手が配置されている。また、法科大学院図書室には、上智大学図書館所属の司書職員 1 名が配置され、必要なレファレンス業務に従事している。

[表 2-1] 2006 年度教員

教員分類	氏名	職名	主たる担当科目	備考
専	原 強	教授	民事訴訟法 I	
専	岩瀬 徹	教授	刑事法 (総合)	
専	小塚 莊一郎	教授	商法	
専	町野 朔	教授	刑法	
専	長沼 範良	教授	刑事訴訟法	
専	小幡 純子	教授	公法 II	
専	佐藤 岩昭	教授	民法 I	
専	高見 勝利	教授	公法 I	
専	滝澤 正	教授	比較法	法科大学院長
専	辻 伸行	教授	民法 II	
専	吉川 栄一	教授	企業環境法	
専	森下 哲朗	助教授	国際取引法	
専・他	出口 耕自	教授	国際私法	
専・他	江藤 淳一	教授	国際法の現代的課題	
専・他	福田 誠治	教授	民法基礎 I	
専・他	北村 喜宣	教授	環境法政策	
専・他	前田 陽一	教授	民法基礎 III	
専・他	奥富 晃	教授	民法基礎 II	
専・他	田頭 章一	教授	倒産処理法	
専・他	矢島 基美	教授	憲法基礎	
専・他	岩田 太	助教授	外国法	
実・専	藤枝 純	実務家教授	租税法	
実・専	更田 義彦	実務家教授	法曹倫理	
実・専	伊集院 功	実務家教授	民事法 (総合)	
実・専	和仁 亮裕	実務家教授	国際取引法の現代的課題	
実・専	越智 敏裕	実務家助教授	環境訴訟	
実・み	猪俣 尚人	実務家教授	訴訟実務基礎 (刑事)	派遣検察官
兼担	林 幹人	教授	刑事法 (総合)	
兼担	古城 誠	教授	行政法基礎	
兼担	村瀬 信也	教授	環境法の現代的課題	

兼任	岡村 堯	教授	比較環境法	
兼任	坂口 洋一	教授	環境法基礎	
兼任	山崎 福寿	教授	法と経済学	
兼任	駒田 泰士	助教授	知的財産権法 I	
兼任	松本 尚子	助教授	法情報調査	
兼任	西村 弓	助教授	国際法基礎	
兼任	島田 総一郎	助教授	刑事法（総合）	
兼任	足立 謙三	非常勤講師	訴訟実務基礎（民事）	派遣裁判官
兼任	赤尾 太郎	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	安藤 信彦	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	石井 禎	非常勤講師	エクスターンシップ I	
兼任	江口 公典	非常勤講師	経済法 I	
兼任	大貫 憲介	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	北原 潤子	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	栗林 浩	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	小林 啓文	非常勤講師	紛争解決技法	
兼任	小林 秀之	非常勤講師	訴訟実務基礎（民事）	
兼任	権田 光洋	非常勤講師	エクスターンシップ I	
兼任	須賀 一晴	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	田中 茂志	非常勤講師	紛争解決技法	
兼任	田中 千草	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	Bryan Dunn	非常勤講師	Law and Practice of Int'l Business Transactions	
兼任	道垣内 正人	非常勤講師	国際民事紛争処理	
兼任	中嶋 士元也	非常勤講師	労働法 I	
兼任	中野 剛史	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	細田 勝彦	非常勤講師	リーガルクリニック	
兼任	前田 博	非常勤講師	国際取引法総合演習	
兼任	鷺尾 誠	非常勤講師	リーガルクリニック	

入試制度・状況

1. 入学定員・出願方法・他学部卒・社会人・外国語特別枠

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）では、100名を定員とし、標準（3年制）コース50名、短縮（2年制）コース50名を募集している。出願方法は、標準（3年制）コース又は短縮（2年制）コースを選択して出願するほか、両コースを併願することも認めている。また、入学定員100名中、他学部及び社会人の入学者が3割を下回らないように選考している。さらに、特に外国語能力に優れた法曹を養成することも重要であるとの趣旨から、外国語特別枠を設けている。この特別枠は、標準（3年制）コースでは50名中3割程度、短縮（2年制）コースでは50名中1割程度を限度としている。

2. 入学試験

(1) 実施時期

9月下旬に、第1次試験（筆記試験）と第2次試験（面接試験）を実施する。

(2) 第1次試験

標準（3年制）コースは、一般論文試験（1,000字以内）（60分）を行う。

短縮（2年制）コースは、一般論文試験（1,000字以内）（60分）と、法律論文試験（公法、民事法、刑事法）を行う。このうち、公法は、憲法・行政法の分野を対象とし、試験時間を60分である。民事法は、民法、民事訴訟法及び商法の分野を対象とし、試験時間は90分である。刑事法は、刑法、刑事訴訟法の分野を対象とし、試験時間は60分である。

(3) 第2次試験

第1次試験合格者について、受験者ごとの個別の面接試験を行う。

(4) 入学者選抜方法

標準（3年制）コースについては、一般論文試験の成績、適性試験の成績及び必須提出書類の審査により、第1次合格者を決定する。第1次合格者から、面接試験結果と任意提出書類による評価を行い、第1次試験の成績と合わせて総合審査し、最終合格者を決定する。

短縮（3年制）コースについては、一般論文試験の成績、法律論文試験の成績、適性試験の成績及び必須提出書類の審査により、第1次合格者を決定する。第1次合格者から、面接試験結果と任意提出書類による評価を行い、第1次試験の成績と合わせて総合審査し、最終合格者を決定する。

3. 状況

法科大学院への入学志願者数は、2006年度入試で、100名の入学定員のところ、1822名に達しており、それ以前の応募状況とほぼ同じである。標準（3年制）コースは918名、短縮（2年制）コースは904名である（以上は、併願を延べ人数で示したものである）。2006年度入試における合格者数、他学部卒・社会人及び外国語特別枠合格者数などは、〔表 2-2〕の通りである。

〔表 2-2〕 2006年度入学試験状況

志願者・受験者・合格者数（人）

受験区分	定員	志願者数	受験者数	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	最終合格者 数	補欠合格 者数
標準（3 年制）コ ース	50	918	799	277	211	98	52
短縮（2 年制）コ ース	50	904	742	201	156	95	46
合計	100	1822	1541	478	367	193	98

合格者内訳数（人）

	定員数	合格者数	内 他学部卒・社会人	内 外国語特別枠
標準（3年制）コ ース	50	98	(112)	(28)
短縮（2年制）コ ース	50	95		(12)

学生生活・福利厚生

1. 授業料・奨学金等

(1) 授業料

上智大学法科大学院では、私立大学でありながら国公立大学に迫る低額な学費設定をして、多くの可能性のある有為な人材に門戸を開いている。わが国におけるもっとも高度な法曹養成教育機関である法科大学院の目的は、高度に専門化し、複雑化する現代社会に生起するさまざまな紛争事件に的確に対応できる多様なバックグラウンドを持った有為な人材を法曹人として養成することにあつた。上智大学では、法科大学院構想において示された理念が理念として終わることがないように、経済的な理由から、多くの可能性のある有為な人材が、法曹への道を閉ざされることのないように授業料設定においても最大限の配慮を施している。

2006年度法科大学院納付金

(単位:円)

	2006年度入学者		2005年度入学者		2004年度入学者		摘要
	標準(3年制)コース	短縮(2年制)コース	標準(3年制)コース	短縮(2年制)コース	標準(3年制)コース	短縮(2年制)コース	
入学金	270,000	270,000	-	-	-	-	
授業料	829,000	829,000	829,000	829,000	829,000	829,000	年額(注1)
施設設備費	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	年額
実験実習研究費	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	年額(注2)
連絡通信費(消費税等込)	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	年額
小計	1,374,800	1,374,800	1,104,800	1,104,800	1,104,800	1,104,800	
同窓会積立金	20,000	20,000	-	-	-	-	(注3)
学生健康保険互助組合費	2,500	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	年額(注4)
学生教育研究災害傷害保険料	11,000	7,350	350	200	200	3,750	(注5)
小計	33,500	29,850	2,350	2,200	2,200	5,750	
合計	1,408,300	1,404,650	1,107,150	1,107,000	1,107,000	1,110,550	

(注1) 当分の間、翌年次以降の授業料については、毎年、本学の人件費の増加率および国庫補助金(私立大学等経常費補助金)の増減の額に応じて、前年度の授業料の額を改定する。

(注2) 翌年次以降の実験実習研究費は、毎年、前年度の実験実習研究費の額に物価上昇率(都道府県物価指数のうち光熱水費の平均)を乗じた額を加算した金額とする。

(注3) 本学に入学した者は修了後、本学の同窓会員(上智大学ソフィア会会員)となる。

(注4) 学生健康保険互助組合費の翌年次以降の年額は2,000円となる。

(注5) 学生教育研究災害傷害保険料については、当初納入した金額に対応する保険期間を過ぎて在学する場合、1年毎に徴収する。保険料1年間(法科大学院学生教育研究賠償責任保険及び通学中等傷害危険保持約を含む)3,750円

2006年度から通学中等傷害危険保持約に全員加入となった。在校生は2005年度に法科大学院学生教育研究賠償責任保険及び入学時に通学中等傷害危険保持約以外の保険料を納めているので、保険期間に対応した特約にかかる保険料を2006年度に徴収する。当該する特約分の保険料は、以下のとおり。

(円)	
2年間	1年間
350	200

なお、上智大学法科大学院では、学部同様、少人数教育を一つの教育理念としており、低額な学費設定でありながら、1学年100名という少人数制教育を堅持している。少人数教育により、学生が受けられる教育内容は非常に高いものとなっていることを自負していることを付言する。

(2) 奨学金

国公立大学に迫る低額な学費設定といえども、なお経済的な理由により法科大学院での修学が困難な学生を援助するため、上智大学法科大学院では、学部同様、さまざまな奨学金制度を設けている。

入学前に給付が決定する奨学金として、上智大学第 3 種奨学金（フランシスコ・スアレズ奨学金）と上智大学大学院新入生奨学金を用意している。また、入学後に出願し、給付貸与が決定する奨学金として、上智大学第 2 種奨学金と上智大学研究補助奨学金を用意している。

具体的な内容と実績は、以下のとおりである。

①上智大学第 3 種奨学金（フランシスコ・スアレズ奨学金）

本学法曹養成専攻を第一志望とし受験し、合格した者の中できわめて優秀な者に対して、入学年度のみ授業料相当額を給付するものである。研究科の推薦による採用のため、学生による出願は不要となっている。2006 年度の採用人数は 3 名である。

②上智大学大学院新入生奨学金

本学大学院を第一志望として受験し、合格した者の中で、経済的理由により入学が極めて困難で、大学の成績及び入学試験の成績がきわめて優秀な者に対して、学資金の一部、具体的には授業料相当額、授業料半額相当額、授業料 3 分の 1 相当額のいずれかを給付している。2006 年度の採用人数は 1 名である。

③上智大学第 2 種奨学金

学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的な理由により学業継続が困難であると認められる者に、学資金の一部、具体的には授業料相当額、授業料半額相当額、授業料 3 分の 1 相当額のいずれかを給付している。2005 年度の採用人数は 19 名である。

④上智大学研究補助奨学金

本学大学院に在籍している正規生に、研究の充実と人材の育成に資するため研究費の一部として支給するものである。2005 年度の採用人数は 925 名である。

その他、人物、学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難な者については、貸与の奨学金であるため、終了（退学）後に返還する必要があるものの、日本学生支援機構奨学金がある。

2. 福利及び厚生

(1) 施設

自然豊かな静かな環境の中で教員と学生が起居を共にし、思索、討議、学習、談話をし

たり、人格的接触を図りながら、密度の深い人生経験や人間形成を目指したりすることを目的とした施設として、秦野セミナーハウス及び軽井沢セミナーハウスがある。

正規の授業で得た知見をより深めるために、あるいはさらなる親睦を深めるために利用されている。

(2) 学生相談

上智大学では、カウンセリングセンターを設けおり、学生生活において出会うさまざまな問題を専門のカウンセラーと話し合い、具体的な対処・解決方法を見出している。学業、人間関係、性格、将来の進路や職業、迷惑行為、心身の健康等、学生生活全般にわたる個人的な相談のほか、グループでの相談にも応じ、自己理解を深めるためのワークショップも行っている。

また、法科大学院独自のものとしては、学生委員会を設置し、学生が学業や人間関係を中心としたさまざまな問題や悩みを相談できる体制を整えており、随時さまざまな相談を受け付けている。

(3) 健康相談

保健センターにおいて、年 1 回の定期健康診断はもちろんのこと、内科医師による内科相談（月、水、金）及び、精神科医師による精神保健相談（火、水、金）のほか、予約制ではあるが、摂食障害・循環器・婦人科等の専門医による専門保健相談、栄養食事指導なども行っている。また、保健センターでは、健康相談や応急処置、病院の紹介等も行っている。

(4) セクシャルハラスメント対策

上智大学では、公正で安全な学生生活環境を保障すべく、セクシャルハラスメント防止委員会を設け、セクシャルハラスメント防止に努めている。

(5) 学生金庫・アルバイト紹介

学生が、緊急にお金を必要とするときに、最高 10,000 円を限度に無利子にて 1 ヶ月貸し付ける制度を用意している。

また、アルバイトの紹介も一部の職種（家庭教師、上智大学を会場とした求人、官公庁からの求人）に限ってはいるが、学生センターにおいて実施している。

3. 進路相談

2006 年の 3 月に第 1 期の法科大学院生が修了をした段階である。法科大学院で学ぶ学生

のほぼすべては法曹志望者（裁判官、検察官、弁護士）であり、学生から如何なるサポートの要請があるかを見ながら、法科大学院としてのサポートのあり方について、検討を重ねていきたいと考えている。

第3部 形成支援プログラム

上智大学法科大学院では、法曹実務教育の教材作成などに関する研究に参加している。以下の2例を紹介する。

1. 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」

(1) 目的

法科大学院では、理論教育と並んで法曹実務教育が必要になるが、これまで法学部レベルでは、ほとんど法実務教育はなされてこなかった。そこで、2004年度より、形成支援経費による財政的援助を得て、上智大学を含む法科大学院10校が協力して法実務教育教材を作成・研究する組織を立ち上げて、活動を行うこととした。

(2) 計画

本プロジェクトの教材作成分野は、模擬裁判（民事・刑事）、ロイヤリング、ADR等に細分化されるが、上智大学は、民事模擬裁判とADR（調停）を担当した。最初の年度は、プロジェクト全体の体制造りや装置の設置、その運用方法の習熟等が中心的課題とされたが、その後は毎年少なくとも1回は、上記2つの分野につき視聴覚教材を作成する基本計画を立てた。このうち、民事模擬裁判については、法科大学院の開講科目でもあるため、講義の進行に応じてビデオ作成等を作成するものとした。他方、ADRに関する教材については、正規の講義外のイベントとして、夏休みや春休み（期末試験後）を利用して、調停ロールプレイを行い、学生諸君に調停人および当事者（またはその代理人）の役割を演じてもらうことによって教育効果を上げるとともに、その場面のビデオ作成による視聴覚教材の作成を計画した。

また、プロジェクト実行の前提として、ADR等の実務や理論についての知識を深めることが不可欠であるため、プロジェクト全体で行う情報交換会に参加するほか、上智大学でも独自に講演会や研究会の開催を行うものとした。

(3) 実績（2006年7月まで）

①2004年度

上記の通り、初年度は、プロジェクト全体の組織の整備、教材作成・共有のための設備の設置・試用等が主要な作業となった。教材作成作業に関しては、次年度当初に行う調停ロールプレイの準備として、計画案・資料の作成などを行った。

②2005年度

民事模擬裁判については、法科大学院での授業の進行にあわせて、争点整理、証拠調べ、和解期日に分けてビデオ撮影を行った。このビデオ画像データは、授業での利用のほか、すでにパソコンに取り込み済みである。

次に、ADRについては、2005年4月に前年度から準備してきた調停ロールプレイ（法科大学院学生による）を行った。テーマは、いわゆるシックハウスによる損害賠償事件であり、2組に分かれて、それぞれ調停人、当事者（申立人と相手方）の役割を演じてもらった。同年度の夏休みには、上記調停ロールプレイについてのビデオの編集作業を行ったほか、2006年2月には、（財）日弁連交通事故相談センターの協力を得て、交通事故をテーマにして学生による調停ロールプレイを実施し、あわせて韓国の弁護士を招いて、日韓のADRの現状と課題についての講演会を開催した。

③2006年度

2006年7月に、昨年度（2006年2月）に行った交通事故調停ロールプレイのビデオの会話部分を書き起こして、それを検討・分析し、今年度作成予定の「使いやすい教材」としてのロールプレイの企画を具体化する作業を行った。この作業は、教員および法科大学院学生（上記ロールプレイに参加した者と新規参加学生）のほか、ロールプレイにアドバイザーとして関与していただいた弁護士の参加も得て行った。

なお、民事模擬裁判は、後期開講科目のため、7月現在はまだ活動対象とはなっていない。

（4）課題

ADR（調停）ロールプレイ教材に関しては、紛争類型が異なる調停手続、および代理人がいる場合といない場合の調停手続など、異なった状況の下での手続のあり方を考えるよい教材が作成できたものと考えている。ただ、全体は5時間程度の及ぶビデオ教材であり、この教材を実際の講義で利用する際には、相当な工夫が必要と思われ、その研究は今後の大きな課題である。また、民事模擬裁判のビデオ化教材については、正規の講義の内容を素材にするため、他大学と共有する教材として利用することは慎重であるべきである（たとえば、共有による「公開」を嫌って模擬裁判の講義を履修しない学生が出てくると困る）という意見もある。このような意見を含めて、大学間の共有を前提にした教材作成のあり方も、検討を要する問題と考えている。

2. 「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」

(1) 概要

本事業は、上智大学と、日本スポーツ仲裁機構、長島・大野・常松法律事務所等が協力し、仲裁、ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手段)、交渉について、3年間を実施期間とし、高度かつ実践的な教育を行おうとするものであり、①ワークショップ、②調査・研究、③教材作成の3つの柱と随時行われるセミナーから構成される。優秀な人材を育てるためには一流の人材と接することが重要であるが、本事業では大学と実務界が連携し、法科大学院生に主体的に考えたり、実務の最先端に接したりする機会を与えることにより、国際的な舞台上で活躍できる一流の法曹を養成することが目的である。

(2) ワークショップ

以下の3回のワークショップを実施した。

①第1回 (2005年2月25日(金)～27日(日))

1日目

- ・記念講演：長島安治弁護士 (長島・大野・常松法律事務所弁護士)
- ・講演「仲裁人の心得と仲裁人からみた当事者への期待」 築瀬捨治弁護士 (長島・大野・常松法律事務所弁護士)
- ・仲裁ロールプレイと講評
- ・講演「スポーツ仲裁について」 道垣内正人教授 (長島・大野・常松法律事務所弁護士、日本スポーツ仲裁機構機構長、早稲田大学教授)

2日目

- ・準備書面の講評：築瀬捨治弁護士、内藤潤弁護士 (長島・大野・常松法律事務所弁護士)、小幡純子教授
- ・仲裁ロールプレイと講評

3日目

- ・講演 “The Model Law & The New York Convention” Michael Hwang S.C. (Senior Counsel & Arbitrator, Singapore)
- ・講演 “Arbitration in International Investment Disputes” Prof. Jack J. Coe, Jr. (Pepperdine University, USA)
- ・仲裁判断の公表と検討：道垣内正人先生 (長島・大野・常松法律事務所弁護士、日本スポーツ仲裁機構機構長、早稲田大学教授)
- ・講演：Mr. Michael Hwang

②第2回（2006年3月3日（金）～5日（日））

1日目

- ・基調講演「当事者そして仲裁人の視点からみた仲裁」 柏木昇教授（中央大学教授）
- ・講義「仲裁、調停について」 伊集院功教授（上智大学教授・長島・大野・常松法律事務所弁護士）、荒井紀充弁護士（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
- ・調停ロールプレイと講評

2日目

- ・調停案の提示・検討
- ・調停結果の発表と講評
- ・仲裁ロールプレイと講評

3日目

- ・準備書面の講評：伊集院功教授（上智大学教授・長島・大野・常松法律事務所弁護士）、内藤潤弁護士（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
- ・仲裁判断の公表と検討：道垣内正人教授（長島・大野・常松法律事務所弁護士、日本スポーツ仲裁機構機構長、早稲田大学教授）
- ・参加者による自己分析と自己分析結果の発表
- ・講評と検討

③第3回（2006年9月1日（金）～3日（日））

1日目

- ・講演「市民による市民のためのもめごと解決・支援」 田中圭子氏（NPO法人 日本メデイエーションセンター代表理事）
- ・「紛争処理における依頼人と弁護士の関係について」 伊集院功教授（上智大学教授、長島・大野・常松法律事務所弁護士）
- ・調停ロールプレイと講評

2日目

- ・調停結果の発表と講評
- ・仲裁ロールプレイと講評

3日目

- ・準備書面の講評：内藤潤弁護士、荒井紀充弁護士（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
- ・参加者による自己分析と検討結果の発表
- ・講評：築瀬捨治弁護士（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
- ・ロールプレイ参考演技の上映と検討：伊集院功教授（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

・仲裁判断の公表および講評：道垣内正人教授（長島・大野・常松法律事務所弁護士、日本スポーツ仲裁機構機構長、早稲田大学教授）

（３）調査・研究

仲裁・ADR・交渉についての国内外の資料についての資料室を整備した。2005年度には、法科大学院生がスポーツ団体にアンケートを実施した結果をまとめた論文等に加え、日本スポーツ仲裁機構長や本学教員の論文も加えた、調査研究の成果として報告書「スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて」を纏め、スポーツ団体等関係各所に配布した。このほか、スポーツ仲裁等についての教員による海外調査、国際模擬仲裁大会の調査等も実施した。

（４）教材作成

ワークショップの記録をまとめ、今後の仲裁・ADR教育に活用できるDVDを作成中である。また、2005年度に実施した交渉セミナーの記録をまとめたDVDを作成し、18年度からの教育に活用している。

（５）その他

2005年度にはスポーツ仲裁シンポジウムを実施した。また、ハーバード大学交渉プログラムより講師2名を招聘し、2005年8月12日から14日にかけて、交渉セミナーを実施した。

第4部 教員の個人活動

■ 伊集院 功 (いじゅういん・いさお)

■ 教授：弁護士、実務家教員

I. 教育活動

担当科目は、法情報調査（輪講）、民事法総合（同時担当）、企業法務演習（同時担当）、ネゴシエイション（集中）及びエクスターンシップⅡ（集中）である。企業法務演習では、弁護士事務所見学の機会を設けている。また、学生から個別の相談を受けることがあり、私の知識・経験を踏まえて助言をしている。

II. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

現在、弁護士実務にも携わっており、各種の一般民事及び会社法の案件、公害訴訟、ITシステム導入紛争、独占禁止法問題、先端技術合弁事業におけるパートナー間の紛争処理、国際合弁事業の設立、国際取引契約書の作成、事業譲渡、薬事法関連問題の処理、PL事件及び関連保険問題の処理、医療事件、企業人事問題、掲載記事の訂正に関する出版社との交渉、職務発明の取扱、鑑定意見書の作成等に関与している。これらの事件処理を通じて得た具体的知識・経験を担当授業の内容に反映させるべく努力をしている。

III. 担当授業科目に関連する主な公表論文等

1. 研修・講演など

講演等としては、仲裁・ADR・交渉の研究と実践（法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム）のワークショップにおける講演、同ワークショップで使用する仲裁手続の参考演技（DVD収録）がある。

その他多くの意見書、鑑定書等を作成しているが、いずれも事件関連のものであり、公表用ではない。

IV. 担当授業科目に関連する主な社会的活動

ここに記載するのが適切なかわからないが、上場企業及び外資系企業の社外監査役、国立大学法人の経営協議会委員を兼務しており、これらの職務を通じて得た組織のガバナンス、リスク管理、意思決定における合理性の担保等に関する知識・経験も適宜授業に役立てている。

V. その他

学生生活委員会、エクスターンシップ運営委員会委員を務めている。

- 猪俣 尚人 (いのまた・なおと)
- 教授：派遣検察官、実務家教員

I. 教育活動

2005年度～2006年度の担当授業科目は、法曹倫理、訴訟実務基礎（刑事）、刑事模擬裁判である。授業参加学生を中心に、希望者に対して、検察庁見学を実施し、引率をしている。

II. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

対象期間以前のものであるが、担当授業科目に関連する活動として以下のものがある。

1. 横浜地方検察庁検事（昭和 62 年 4 月から同年 11 月まで捜査，同年 11 月から昭和 63 年 3 月まで公判に従事）

捜査に関しては，基本的な事件の捜査処理を行う一方，贈収賄事件の捜査の応援検事として，職務権限に関する捜査を総括した。また，公判に関しては，基本的な公判立会に従事しつつ，死刑求刑の公判に立ち会うなどした。

2. 横浜地方検察庁川崎支部検事（昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月）

公判専従検事として，多種多様な事件の公判に立会した。また，贈収賄事件の応援検事として，職務権限関係の捜査に従事した。

3. 神戸地方検察庁尼崎支部検事（平成元年 4 月から平成 4 年 3 月）

1 年目は公判専従検事と公判に立会し，2，3 年目は暴力事件担当検事として暴力事件を中心に捜査処理を行った。

暴力団抗争に係る殺人事件の公判立会，連続強姦致死事件（2 名殺害）の公判立会（死刑求刑）及び控訴趣旨書起案，交通事故の身代わり事件の捜査及び再審公判，デパート火災事故の捜査等に従事した。

4. 東京地方検察庁検事（平成 4 年 4 月から平成 6 年 3 月）

1 年目は捜査担当検事として，2 年目は公判担当検事として，職務に従事した。捜査では，警視庁 1 方面担当として，バブルの崩壊により生じた巨額の不正経済事犯の捜査，い

わゆる本部事件（警視庁捜査1課が担当する殺人事件）の応援捜査等に従事した。

また、公判では、多数の否認事件等に立ち会った。

5. 司法研修所教官補助（平成6年4月から平成7年3月）

司法研修所教官補助として、検察教官の仕事を補助しつつ、司法研修所事務局と検察教官室との連絡調整、法務省官房人事課及び刑事局との連絡調整等の行政事務に従事した。

6. 法務省刑事局付（平成7年4月から平成8年11月）

平成7年11月までは、刑事法制課に配置され、主として、少年法改正の立案作業に従事した。

平成7年12月から平成8年11月までは、刑事課に配置され、各省法案の罰則審査、一般刑事事件、交通事件、財政経済事件等の捜査・公判支援及び国会対応等を担当し、衆議院議員の逮捕許諾請求に関する対応、住専事件、オウム事件、薬害エイズ事件に関する捜査及び公判支援並びに国会対応等に従事した。

7. 法務大臣秘書官事務取扱（平成8年11月から平成9年9月）

第二次橋本内閣の松浦功法務大臣の事務担当秘書官として、法務行政全般に関して大臣を補佐した。

当時の法務行政に関する問題としては、行財政改革、ビッグバン（外為法改正等）、ペルー事件、野村証券事件等があり、立法問題としては、出入国管理法改正、金融監督庁設置法、組織犯罪処罰法、臓器移植法等があった。

8. 法務省刑事局付（平成9年9月から平成10年6月）

総務課に配置され、検務担当局付として、接見指定に関する問題（国賠請求等）、刑事弁護人に関する問題（被疑者国選弁護制度等）、死刑問題（執行、情報交換等）、刑事訴訟記録の開示問題、住民基本台帳法の法案審議、犯罪被害者問題（被害者通知制度の立案等）等について、企画・立案等の事務に従事した。

9. 金融監督庁特定金融情報管理体制等検討準備室長補佐（平成12年2月からは同庁長官官房総務課長補佐）（平成10年6月から平成12年3月）

組織犯罪処罰法の成立に伴い、発足する予定である特定金融情報室の設置準備作業に従事した。当時、組織犯罪処罰法が国会で審議されていたが、同法には、疑わしい取引の届出制度が規定されていた。この制度は、マネーロンダリング対策の観点から、金融機関に対し、犯罪の疑いがある取引を金融監督庁に届け出ることを義務づけるものであり、その

届出先が特定金融情報室とされることとなっていた。そのため、同法の成立に向けて、法務省を支援するとともに、特定金融情報室の行うべき事務を確定する作業を行った。

その後、組織犯罪処罰法成立に伴い、特定金融情報室が設置されたため、同室の業務に従事した。具体的には、全国の金融機関に対し、マネーロンダリング対策の重要性を啓蒙して、疑わしい取引の届出の励行を指導するとともに、届け出られた情報を整理して捜査機関に提供する作業に従事した。また、マネーロンダリング対策に関する国際会議等への対応にも従事した。

10. 前橋地方検察庁三席検事（平成 12 年 4 月から平成 15 年 3 月）

三席検事兼財政経済係検事として、重要事件の捜査・公判に従事しながら、若手検察官の指導、司法修習生、警察官の研修等に当たった。

事件としては、会社設立に絡む広域詐欺事件、選挙違反事件、新聞社元社長らに係る特別背任事件等を処理した。

11. 東京地方検察庁検事（平成 15 年 4 月から平成 17 年 2 月）

刑事部 5 班班長（平成 15 年 9 月～）兼財政経済係兼医事係（平成 15 年 9 月～）を担当した。

班長の職務は、対外的には、警視庁 2 方面である品川区及び大田区の所轄警察署からの事件相談を受けて、その捜査方針をアドバイスし、捜査処理をすることであり、対内的には若手検察官の捜査処理の指導等班員のとりまとめである。

財政経済係の職務は、警視庁生活安全部生活経済課扱いの事件、商標法等無体財産関係法令違反事件、出資法等金融関係法令事件につき、事件相談を受け、捜査方針をアドバイスし、捜査処理をすることである。

医事係の職務は、東京地検管内全ての医療過誤事件、薬事法違反事件等につき、事件相談を受け、捜査方針をアドバイスし、捜査処理をすることである。

多数の医療過誤事件、マネーロンダリング事件等について捜査処理をした。

Ⅲ. 研修・講演など

①新任検事に対する指導（平成 15 年 11 月から 4 か月間、平成 16 年 11 月から 4 ヶ月間）

②警察大学校における業過事件に関する講義（平成 16 年 4 月）

③医療過誤捜査に関する全国警察官に対する講演（平成 16 年 4 月）

④証券等取引監視委員会職員に対するマネーロンダリングに関する講演（平成 17 年）

■ 岩瀬 徹 (いわせ・とおる)

■ 教授：刑事訴訟法

I. 研究成果

1. 論文

①「いわゆる攻防対象論について」『小林充先生＝佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集下巻』(2006年3月)

②「ポリグラフ検査」小林充＝植村立郎(編)『刑事事実認定重要判決50選下巻』(2005年11月)

2. 判例研究・解説

①「意見陳述をした代理人による刑の執行猶予取消決定に対する即時抗告」ジュリスト臨時増刊平成17年度重要判例解説(2006年6月)

②「法定の除外事由と補強証拠・東京高裁平成17年3月25日判決」刑事法ジャーナル3号(2005年12月)

③「控訴審の破棄差戻しと職権発動の限界・最高裁平成16年2月16日判決」ジュリスト臨時増刊平成16年度重要判例解説(2005年6月)

④「情況証拠による事実認定・札幌高裁平成14年3月19日判決」井上正仁編(編)別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選[第8版](2005年3月)

3. その他

①「[座談会]対話で学ぶ刑訴法判例」法学教室307号(2006年4月)

②「児童虐待を巡る事件と裁判所の関わりについて：裁判例を通して見る現状の紹介を中心に」財団法人社会安全研究財団『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』(2006年3月)

[コメント]

2004年3月に裁判官を退官して、同年4月から研究・教育の世界に入った。研究と教育の両面に、その経験を生かしていくことが、私のすべきことであると認識している。研究ということでは、理論と実務との架橋を目指している。②もそのような視点からまとめたものであり、判例研究を重視しているのもこのためである。

II. 今後の研究計画

司法制度改革の中で、刑事手続においても、多くの新しい制度が取り入れられた。公判前整理手続、被疑者国選弁護制度、裁判員制度などである。これらが実務に円滑に受け入れられるよう、理論面からサポートしていくことが大切であり、その一翼を担っていきたいと考えている。

これとは別に、2005年度及び2006年の2年計画で、文部科学省の科学研究費補助金を得て、研究課題「児童虐待に対する法的介入」について研究会を組織し、その代表を務めている。上記Iの3の②も、これに関連した試論である。研究計画も2年目に入っているので、そのまとめに向けて努力していきたい。

さらに、研究ということからはやや外れるが、法教育の重要性を念頭において、「裁判」について易しく解説したものを書いてみたいと考えている。

III. 教育活動

2004年度は「法曹倫理」を担当し、2005年度以降は、これに加えて「訴訟実務基礎（刑事）」、「模擬裁判（刑事）」、「刑事法（総合）」を担当している（前三者は更田義彦教授、猪俣尚人教授との、後者は林幹人教授、島田聡一郎助教授とのいずれも共同担当）。さらに、2007年度からは、猪俣教授と共同して「演習実務刑事法」という科目を受け持つことを予定している。

また、原強教授とともに、「リーガルクリニック」を担当し、上智法曹会の弁護士の指導による無料法律相談実施のためのコーディネーターの役目を果たしている。

IV. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本刑法学会、日米法学会である。

平成 16 年 5 月に成立した総合法律支援法に基づいて、平成 18 年 4 月に日本司法支援センター（法テラス）が設立され、同年 10 月からはその業務（情報提供、民事法律扶助、国選弁護関連、司法過疎対策、犯罪被害者支援）が開始される。設立前から法務省に設けられた総合法律支援準備室の顧問をしていたが、設立と同時にその理事（非常勤）に就任した。10 月からの円滑な業務開始及び展開に向けて力を注ぎたい。

旧司法試験考査委員（刑事訴訟法）でもある。

V. その他

教育研究委員会委員、カリキュラム検討委員会委員を務めている。

■ 岩田 太 (いわた・ふとし)

■ 助教授：英米法

I. 研究成果

1. 論文

① Robert B Leflar & **Futoshi Iwata**, *Medical Error as Reportable Event, as Tort, as Crime: A Transpacific Comparison*, 12 WIDENER LAW REVIEW 189-225(2005).

② 「オーストラリアにおける医師の自律規制：懲戒手続に焦点をあてて 1-2 完」(共著) 上智法学論集 49 卷 2 号 (2005 年 12 月) 262-195(1-68)頁、49 卷 3・4 合併号(2006 年 3 月)288-201(37-124)頁

③ 「合衆国における陪審の量刑機能の一断面」季刊刑事弁護 44 号 (2005 年 10 月) 49-53 頁

④ 「合衆国における法曹一元制度の一考察：裁判官選任過程研究からみえるもの」上智法学論集 48 卷 1 号 1-36 (330-295) 頁(2004 年 8 月). (日弁連法務研究財団の共同研究『弁護士任官および法曹一元制の研究』(研究代表者・立教大学法学部・濱野亮教授)の研究成果の一部).

⑤ 「本人のための不妊手術の可能性と濫用の危険性」 pp.133-135 (連載・生命倫理ケース・スタディ Case10 「知的障害者の不妊手術」門脇孝, 玉井真理子, 岩田太, ジュリスト 1261 号, pp.128-135 (2004 年 2 月 1 日)). (東京大学学術創生プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」代表・樋口範雄(編著)『生命倫理と法』[ジュリスト増刊](2004 年 12 月) 175-178 頁に再掲).

⑥ 「治療の差し控え・中止と判断を支援するシステムの重要性」 101-104 頁 (連載・生命倫理ケース・スタディ Case5 「末期医療のあり方：延命治療に関する判断枠組み」大内尉, 岩田太, 佐伯仁志, ジュリスト 1251 号 (2003 年 9 月) 98-108 頁. (東京大学学術創生プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」代表・樋口範雄(編著)『生命倫理と法』[ジュリスト増刊](2004 年 12 月) 82-86 頁に再掲).

⑦「尊厳死と自己決定権：オレゴン州尊厳死法を題材に」（共著）上智法学論集 47 巻 2 号（2003 年 11 月）1-18（236-219）頁（東京大学学術創生プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」代表・樋口範雄＝土屋裕子（編）『生命倫理と法』（弘文堂・2005 年 12 月）51-69 頁に再掲）。

[コメント]

ここ数年は医療と法を中心テーマに研究してきた。その中には医療紛争に関するものと、臨床倫理に関するものという 2 つの柱から構成されるが、①～②が広く医療紛争処理に関する研究で、⑤～⑧は後者の生命・臨床倫理に関する研究である。なお、④～⑦は、主として、学術創成「生命工学・生命倫理と法政策」（2002-2006 年）（東京大学大学院・法学政治学研究科・代表者樋口範雄教授）に参加した成果である。また、①は、「医療安全推進に関する法的問題に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）（2002～2005 年）（14-医療-017）（代表者・児玉安司弁護士（2003 年より岩田が代表））に参加した成果である。また、③は、従来からの研究テーマである合衆国における陪審制度および死刑制度に関する研究である。その他、合衆国における法曹一元制度の実態に関する紹介として、④がある。

2. 判例紹介・書評

①「[判例紹介] Roper v. Simmons, 543 U.S. 551, 125 S.Ct. 1183 (2005).

判例を覆し、17 才以下の少年に対する死刑が合衆国憲法第 8 修正の禁止する「残酷かつ異常な」刑罰にあたるとした事例」アメリカ法 2005-2 号（2006 年 3 月）368-374 頁

②「[書評]陪審に注目しない陪審擁護論：何が陪審を機能させるか Randolph N. Jonakait, The American Jury System (Yale UP 2003)(xxv +346)」, アメリカ法 2005-1 号（2005 年 3 月）72-79 頁

3. その他

①「オーストラリアにおける苦情の処理と医師に対する懲戒手続」（医療安全推進に関する法的問題に関する研究（H14-医療-017））（主任研究員・岩田太）（厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業））2004 年度分担研究報告書（2005 年 3 月）

②「医事紛争における裁判外紛争処理に関する基礎的研究：豪州 Victoria 州における

Health Service Commissioner による苦情処理に関する一考察」(医事紛争における裁判外紛争処理に関する基礎的研究 (H15-医療 - 038)) (主任研究員・我妻学都立大学法学部教授) (厚生労働科学研究費補助金 (医療技術評価総合研究事業)) 2004 年度分担研究報告書(2005 年 3 月)

③「オーストラリアにおける法学教育概略：1980 年代以降の教育改革とその後に焦点をあてつつ」(2005 年 2 月)

[コメント]

前述の医療と法に関する研究が②-③である。また、合衆国における陪審制度および死刑制度に関する研究として、前項①-②がある。その他、合衆国における法曹一元制度の実態に関する紹介として、2004 年 8 月から 1 年間の豪州におけり在外研究中の報告などとして、12-15 がある。

4. 口頭報告など

① “Making Medical Privacy Guideline in Japan” (presentation at the Workshop: Transpacific Discourse on Law and Bioethics: Technology, Information and Law)(held on Tuesday 22 February, 2005, at the University of Melbourne Law School).

② acting as a moderator, ASIAN LAW CENTRE SYMPOSIUM: Build It And They Will Come: The First Anniversary of Law Schools in Japan (held at the University of Melbourne Law School on Monday 21 February, 2005).

③「日本人?からみたオーストラリア法 (Australian Law through Japanese (?) Eyes:)」Asian Dialogues: Seminar in Japanese (Rm# 0920, Melbourne Law School) (February 9, 2005).

5. 海外調査など

①法と医療調査 : Australia, University of Melbourne Law School (2004 年 3 月)

②日豪比較 : 法と医療 : Australia, University of Melbourne Law School (2004 年 8 月 -2005 年 9 月) (上智大学・教員在外研究) .

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

これまで通り、陪審・死刑制度に関する研究と、医療と法に関する研究という2つを柱に研究を継続する予定である。陪審・死刑制度に関しては、最新の動向を追うとともに、これまでの研究成果をまとめる作業にとりかかりたいと考えている。医療と法に関しては、医療紛争に関するテーマとして、豪州における医療におけるADRや死因究明制度の紹介をするとともに、生命倫理に関するテーマとして患者情報のプライバシー、末期医療に関する研究についても豪州の状況なども含め紹介していきたいと考えている。

III. 教育活動

2004-2006年度は、「外国法」（半期2単位）を担当した。

IV. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日米法学会（雑誌：アメリカ法・編集委員）、日本法社会学会、比較法学会（幹事）（2006年8月より）、Law and Society Association (U.S.A.), American Judicature Society(U.S.A.)である。

V. その他

入試委員会委員、自己点検評価委員会委員を務めている。

■ 江藤 淳一（えとう・じゅんいち）

■ 教授：国際法

I. 研究成果

1. 論文

①「国際法における欠缺補充の法理」世界法年報 25 号（2006 年 3 月）68～91 頁

②「マルテンス条項：百年の軌跡」村瀬信也＝真山全（編）『武力紛争の国際法』（東信堂・2004 年 12 月）58～84 頁

[コメント]

国際法において法規の欠缺がどのように補充されるのか、が現在の研究課題であり、①は、ある 1 つの条項を素材としながら、欠缺の補充に対する国際社会の取組みを歴史的に検討したものであり、②は、国際司法裁判所における欠缺補充の法理の見取り図を示したものである。今後、19 世紀における問題の状況を探るとともに、②で取り上げた諸法理をさらに掘り下げて検討する予定である。

3. 学会等報告

①「現代国際法における欠缺補充の法理」2005 年度世界法学会報告（2005 年 5 月）

II. 今後の研究計画

1. 短中期的な研究計画

第 1 に、これまでの成果を踏まえて、国際法における欠缺補充の法理に関する研究をまとめ単行本として発表したい。第 2 に、国際裁判を中心にして、国際紛争処理に関する体系の研究に着手したい。第 3 に、この期間は中断したままとなっている、軍縮条約の法構造に関する研究を再開したい。

Ⅲ. 教育活動

2005年度から開講された「国際法の現代的課題」を担当した。国際人権法、国際刑事法、国際経済法の分野に関するテーマについて、「確認事項」「演習問題」「関連資料」からなる教材の作成に力を注いだ。

Ⅳ. 学会活動・社会的活動

所属学会は、国際法学会、世界法学会、日本国際経済法学会、国際法協会、American Society of International Law (USA)である。

日本国際経済法学会では、2004年12月から、会計副主任として会計処理の事務を行っている。

Ⅴ. その他

入試委員会委員、認証評価小委員会委員を務めている。

■ 奥富 晃 (おくとみ・あきら)

■ 教授：民法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『基本法コンメンタール債権総論〔第4版新条文対照補訂版〕』（日本評論社・2005年7月）（共著）

[コメント]

民法典の第5節第1款弁済の部分について、弁済の意義、第1款の規定、法的性質、および第三者の弁済（474条）について解説したものであり、従前の解説の補訂版であるが、平成16年の改正によりこの款は規定の順序・内容に応じて、第1目「総則」～第3目「弁済による代位」に区分されたことの解説などをほどこし、わかりやすく補訂を加えた。

2. その他

- ①「〔判例評論〕法人がその代表者の権限濫用行為を理由として相手方及び第三者に対して登記の抹消を求める場合において、当該行為の相手方について民法93条但書が類推適用されるときは、第三者が、民法94条2項の類推適用による保護を求めるためには、自らが善意であることを主張立証すれば足り、法人がその類推適用を免れるためには、法人側から第三者に過失があることを主張立証しなければならない」判例時報1882号（2005年4月）174～183頁

[コメント]

法人の代表者による権限濫用問題の処理として民法93条但書が類推適用される場面に、さらに第三者がかかわり、94条2項の類推適用が問題となったときに、評論対象判決（東京地判平16・1・22）は、第三者について善意のみならず過失の有無を問題としたうえで、表題のように主張立証責任を分配する判断を示したが、本評論はこれに疑義を唱えている。

II. 今後の研究計画

1. 今後の執筆計画

①長年研究を続けてきた受領遅滞論について、『受領遅滞論の展開と方向』とのタイトル（仮題）のもとで、近い将来、これまでの研究成果を著書にまとめ、刊行する計画である。

2. 短中期的な研究計画

①受領遅滞論については、効果論の面で個別的にいま少し詰めるべき課題が残っているので、これについて早急に研究をとりまとめた。

②請負、雇用、委任といったいわゆる為す債務について基礎理論的研究を進めたい。とくに、危険負担論その他の問題の解明にとって重要となる報酬請求権（その発生根拠、発生時期など）の問題について理論的な研究を進めたい。

III. 教育活動

2004年度から2006年度まで、民法基礎Ⅱ（債権法）を担当した。週2回（火曜と木曜）の授業のうち、木曜日については授業後、法科大学院棟ラウンジにおいて毎回学生からの質問に答え、また勉学面での指導を行なっている。

IV. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本私法学会、比較法学会である。前任校（南山大学）の時代から引き続き、名古屋税務大学校、尾張東部職員研修協議会、西三河6市研修協議会での研修講師を務めている。

V. その他

2004年度から2006年度まで入試委員会委員を務めている。

■ 越智 敏裕 (おち・としひろ)

■ 助教授：弁護士、実務家教員、環境法、行政法、法律実務

I. 研究成果

1. 著書

①日本弁護士連合会行政訴訟センター（編）『最新重要行政関係事件実務研究』（共著）（青林書院・2006年5月）

②北村喜宣（編）『産廃判例を読む』（共著）（環境新聞社・2005年7月）

③『新行政事件訴訟法：逐条解説とQ&A』（共著）（新日本法規出版・2004年12月）

④日本弁護士連合会行政訴訟センター（編）『実務解説行政事件訴訟法』（共著）（青林書院・2005年6月）

2. 論文

①「処分性をめぐる最近の最高裁判決の傾向」法律のひろば 59 卷 5 号（2006 年 5 月）
12 頁

②「行政事件訴訟法改正で行政事件手続はどう変わるのか」法学セミナー607号（2005年7月）

③「排出権取引」法学教室 298 号（2005 年 7 月）

④「行政事件訴訟法の改正と環境訴訟の展望」上智法学論集 48 卷 3=4 号 492 頁（2005 年 3 月）

⑤「まちづくり紛争における行政訴訟の可能性：弁護士は国民の権利救済のためにどのように改革を生かすべきか」法律のひろば 57 卷 10 号（2004 年 10 月）4 頁

⑥「移動発生源の排出権取引（1）（2・完）」上智法学論集 46 卷 4 号（2003 年 3 月）

[コメント]

環境分野を中心に行政訴訟に関する研究を進めてきたものであるが、今後さらに行政訴訟に関する実務経験を重ねるとともに、アメリカ行政法も視野に入れつつ深めていきたいと考えている。

3. 判例評釈など

①LEXIS 判例速報における判例コメント多数（行政事件担当）

②「(座談会) 改正行政事件訴訟法は、国民・住民の包括的・実効的な権利利益救済を可能にするか」安念潤司＝市橋克哉＝越智敏裕＝園部逸夫による) 法律時報 77 卷 3 号 (2005 年 3 月) 4 頁

③「(座談会) 新行政事件訴訟法の解釈」(市村陽典＝越智敏裕＝福井秀夫＝深山卓也＝阿部泰隆による) 判例タイムズ 1147 号 (2004 年 6 月) 17 頁以下

④「[評釈] 在外投票大法廷判決」行政法判例百選 [第 5 版] (2006 年 5 月)

⑤「[評釈] 日光太郎杉判決」環境法判例百選 (2004 年 4 月)

[コメント]

座談会はいずれも改正行政事件訴訟法に関するものであり、判例評釈は最重要の環境事件・行政事件についてのものである。LEXIS 判例速報では最新の行政事件判例について毎月コメントを執筆している

4. 研修・講演など

①司法研修所における授業担当「行政訴訟」(2005～2006 年)

②日本弁護士連合会研修会講師「行政事件訴訟法の改正」(2005 年)

③日本弁護士連合会主催シンポジウム「公法系実務と法曹養成」コーディネータ (2005

年)

④東京弁護士会実務研修会講師「行政訴訟実務の基礎」(2006年)

⑤中央大学法科大学院「実務行政訴訟」非常勤講師(2006年～)

[コメント]

専門分野である行政訴訟、環境訴訟分野に関するものがほとんどであり、実務経験および研究の成果を踏まえた報告を行っている。

⑥日本公法学会における報告「司法制度改革と公法学教育」

[コメント]

今般の司法制度改革による公法学教育への影響等を幅広く検討したものである。

II. 教育活動

2004年度は、環境法実務演習(北村喜宣教授と共同担当)および公法総合演習(矢島基美教授と輪講)を、2005年度は、環境法実務演習、環境訴訟、法文書作成(更田義彦教授と輪講)を、2006年度前期は、環境法実務演習を担当した。

また、E L Pカフェ(北村教授主催)において報告を数回担当し、また数回外部講師を招いてコーディネータを務めた。うち1回は自分が代理人を務める環境行政訴訟の第1回口頭弁論期日の傍聴とした。

III. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

[事件・案件の項目・概要]

- ①圏央道八王子・高尾事業認定差止取消等請求事件
- ②日吉赤門坂地下室マンション建築差止請求事件、同建築確認取消等請求事件
- ③大船観音前マンション開発許可取消請求事件
- ④ふじみ湖産業廃棄物最終処分場建設差止等請求事件
- ⑤シックハウス事件

- ⑥財団法人日本環境協会（エコマーク事業）に関する企業法務
- ⑦建築設計事務所関係の企業法務・訴訟案件の処理

[コメント]

環境法、行政法の関連授業において、受講生に実務の具体的なイメージを持っていただくために、訴訟資料等を活用したり、案件取扱いの経験を踏まえた実話をお話するなど努めている。証人尋問期日の傍聴を案内したり、判決を得たものについては上記E L P カフェで報告するなどしている。

IV. 担当授業科目に関連する主な社会的活動

- ①東京弁護士会公害・環境特別委員会委員（1997年～）
- ②日本弁護士連合会司法改革調査室嘱託（2002年～）
- ③日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会委員（2003年～）
- ④法務省新司法試験考査委員（公法系）（2005年～）
- ⑤日本弁護士連合会行政訴訟センター事務局長代行（2005年～）

[コメント]

専門分野である環境法・行政法分野において、個別環境紛争への（弁護士会としての）組織的対応、日弁連非常勤嘱託としての行政法制度改革のためのロビーイングやシンポジウム開催などを行っている。今後は行政不服審査法の改正等行政訴訟改革の積み残し課題に取り組む予定である。

V. その他

入試委員会委員、カリキュラム小委員会委員を務めている。

■ 小幡 純子 (おばた・じゅんこ)

■ 教授：行政法

I. 研究成果

1. 著書

①日本弁護士連合会（編）『現代法律実務の諸問題』[平成 16 年版]（共著）（第一法規・2005 年 7 月）（日弁連研修叢書）「行政訴訟改革」（691～715 頁）

②三辺夏雄＝磯部力＝小早川光郎＝高橋滋（編）『法治国家と行政訴訟』[原田尚彦先生古稀記念]（共著）（有斐閣・2004 年 8 月）『「公の営造物」概念に関する試論：主に民間委託・民営化等との関連で』（487～512 頁）

③日弁連法務研究財団（編）『法と実務 4』（共著）（商事法務研究会・2004 年 7 月）「行政訴訟改革・行政法の将来展望」（85～124 頁）

[コメント]

②は、国家賠償法 2 条の「公の営造物」の概念について、民間委託・民営化が進みつつある現代的状況の下で、設置管理主体を国・公共団体という主体に限定すべきであるかについて疑問を呈し、公共用物等の目的・機能を中心として、国家賠償法 2 条の適用範囲を広げようとする自説を展開した論文。

③は、行政訴訟改革について、弁護士を対象にアンケート調査等を行うとともに、現行行政事件訴訟法の問題点を明らかにし、改革の方向性を検討したもので、①は、行政訴訟改革について、実務上の重要論点を著したもの。

2. 論文

①「建築基準法と耐震構造偽装事件」学術の動向 [日本学術会議] 11 巻 6 号（2006 年 6 月）58～61 頁

②「道路用地の収用と執行停止：圏央道あきる野 IC 収用執行停止決定を中心として」日本不動産学会誌 19 巻 2 号（2005 年 11 月）58～63 頁

③「国有財産の民間利用と公物法理論：フランス国有財産法典との比較を中心として」
ファイナンス 41 巻 3 号（2005 年 6 月）63～74 頁

④「法制定と行政法解釈学」公法研究 66 号（2004 年 10 月）200～211 頁

⑤「営造物の管理の瑕疵の意義」行政法の争点 [第 3 版]（2004 年 9 月）88～89 頁

[コメント]

④は、日本公法学会での報告をまとめたもので、法律制定と行政法解釈学とのかかわりを、法制定過程を検証しながら論じ、行政法学が法制定に対していかなるスタンスに立つべきかについて検討した。このような観点から、③の国有財産法改正や、①の建築基準法改正に際しても、行政法を現実の社会に生かすための作業に関わっている。

3. その他

①「新発想行政法（鼎談）（7・最終回）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 704 号（2006 年 7 月）64～83 頁

②「新発想行政法（鼎談）（6）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 703 号（2006 年 6 月）68～87 頁

③「新発想行政法（鼎談）（5）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 702 号（2006 年 5 月）40～59 頁

④「新発想行政法（鼎談）（4）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 701 号（2006 年 4 月）75～94 頁

⑤「新発想行政法（鼎談）（3）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 700 号（2006 年 3 月）67～84 頁

⑥「新発想行政法（鼎談）（2）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 699 号（2006 年 2 月）91～110 頁

⑦「新発想行政法（鼎談）（1）：行政法の常識を疑ってみよう」地方自治 698号（2006年1月）67～82頁

⑧「国家賠償法と失火責任法（最判昭和53年7月17日）」行政判例百選Ⅱ（第5版）（2006年6月）496～497頁

⑨「予防接種と国家賠償責任（最判平成3年4月19日）」行政判例百選Ⅱ（第5版）（2006年6月）448～449頁

⑩「〔座談会〕ロースクール教育の到達点」ロースクール研究〔民事法研究会〕1号（2006年4月）8～25頁

⑪「〔鼎談〕在外邦人選挙権大法廷判決（平成17年9月14日最高裁判決）をめぐって」（長谷部恭男＝田中宗孝＝小幡純子）ジュリスト1303号（2005年12月）2～17頁

⑫「訴えの利益：減額更正後の当初更正」租税判例百選（第4版）（2005年10月）235頁

⑬「訴えの対象：更正・再更正の関係」租税判例百選（第4版）（2005年10月）233～234頁

⑭「はみ出し自販機による道路不法占有者に対する債権不行使と住民訴訟」私法判例リマークス31号(2005年下)50～53頁（2005年7月）平成16年度判例評論(日本評論社) 法律時報別冊

⑮「圏央道あきる野IC代執行手続執行停止事件」判例時報1864号（2004年10月）180～185頁

[コメント]

①～⑦の「新発想行政法」では、行政法の伝統的理論に対して、新しい観点からの考察を加え、今後の行政法理論について立法論も含め、提案を行っている。

4. 学会等報告

① 都市住宅学会「建築を取り巻く社会システムの再構築」(2006年5月29日)(パネリストとして参加)

② 日本学術会議主催公開講演会「技術者の倫理と社会システム：耐震強度偽装事件と橋梁談合事件の学術的検討」(2006年3月30日)

③ 東北大学 COE 報告「行政法学におけるジェンダー」(2005年7月15日)

④ 行政判例研究会報告「弁護士の戒告処分の執行停止(最判平成15年3月11日)」(2005年3月4日)

⑤ 第2回情報公開審査会委員交流フォーラム報告「警察に関する情報公開」(2004年9月)

II. 今後の研究計画

以前から研究対象としていた国家補償法について、わが国の法理論について体系的にまとめたいと考えている。また、行政改革の流れの中で生じてきた民営化や、官民競争入札をめぐる法的論点、国家賠償責任の主体などについて、わが国では、未だ確立した判例学説が存在していないため、研究を進めていきたい。

III. 教育活動

行政法の既修者クラスの授業をソクラティック・メソッドで行った。行政法の分野では、行政事件訴訟法が改正され、新しい判例が多数出現しているため、資料で補いつつ、授業を進めた。

エクスターンシップ担当教員として、エクスターンシップ派遣に際しての個々の学生への指導、派遣先法律事務所との交渉を行っている。

IV. 学会活動・社会的活動

文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、「スポーツ仲裁シンポジウム」(2006年11月26日、第1セッション「アンチ・ドーピングの世界」)の司会を務め、冊子「スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて」(2006年3月20日発行)の中で、「スポーツ仲裁—行政法の観点から—」を著した。

現在、日本公法学会の理事、日本自治学会の理事、都市住宅学会の理事として、学会の企画・運営活動を行っている。日本学術会議連携委員を務める。

学外での社会的活動として、司法試験委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、官民競争入札等監理委員会委員などの職務も行っている。

V. その他

カリキュラム小委員会委員長として、法科大学院のカリキュラム編成について、会議を主催している。

入試委員会委員、学務委員会委員、教育研究委員会委員、エクスターンシップ運営委員会委員、リーガルクリニック運営委員会委員を務めている。

■ 北村 喜宣 (きたむら・よしのぶ)

■ 教授：環境法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『プレップ環境法』(弘文堂・2006年4月)(単著)
- ②『自治力の逆襲』(慈学社出版・2006年3月)(単著)
- ③『産廃判例を読む』(環境新聞社・2005年7月)(編著)
- ④『自治体と政策』(放送大学教育振興会・2005年3月)(共著)
- ⑤『自治力の情熱』(信山社出版・2004年7月)(単著)
- ⑥『分権条例を創ろう!』(ぎょうせい・2004年7月)(編著)
- ⑦『産廃法談：法学者のウラ読み廃棄物処理法』(環境新聞社・2004年6月)(共著)
- ⑧『分権改革と条例』(弘文堂・2004年2月)(単著)

[コメント]

この数年間の研究関心の中心は、地方分権時代の法環境にある。とくに条例論に力を入れて研究をしてきた。その成果は、②④⑤⑥⑧に現れている。産業廃棄物法制の研究も継続しており、③⑦は、その成果である。法科大学院の環境法教育のあり方にも関心を持ちはじめ、①では、試論的に議論を展開した。

2. 論文

①「司法警察員と漁業秩序の維持：漁業調整規則の執行における行政・警察・海上保安庁」自治研究 82 卷 1 号 48～64 頁、2 号 67～86 頁、3 号 96～115 頁、5 号 (2006 年 1 月、2 月、3 月、5 月)

- ②「廃棄物処理法 2005 年改正法の制定」自治総研 330 号（2006 年 4 月）24～48 頁
- ③「環境行政訴訟：論点、判例の動向、今後の方向性」日本弁護士連合会（編）『ケースメソッド環境法〔第 2 版〕』（日本評論社・2006 年 3 月）29～44 頁
- ④「混雑料金の賦課をめぐる法的論点」日本不動産学会誌 19 卷 3 号（2006 年 2 月）108～115 頁
- ⑤「産業廃棄物処理業と優良性基準適合認定制度」資源環境対策 41 卷 14 号（2005 年 12 月）29～32 頁
- ⑥「廃棄物処理法の法制度的特徴」いんだすと 20 卷 7 号（2005 年 7 月）10～13 頁
- ⑦「アメリカ合衆国環境法の特徴と実施実態」松原望＝丸山真人（編）『アジア太平洋環境の新視点』（彩流社・2005 年 6 月）107～127 頁
- ⑧「地方分権改革と都市景観法システム」植田和弘＝神野直彦＝西村幸夫＝間宮陽介（編）『岩波講座 都市の再生を考える 第 6 巻 都市のシステムと経営』（岩波書店・2005 年 5 月）85～113 頁
- ⑨「景観法が拓く自治体法政策の可能性」日本建築学会（編）『景観法と景観まちづくり』（学芸出版社・2005 年 5 月）24～29 頁
- ⑩「地方分権時代の環境法」占部裕典＝北村喜宣＝交告尚史（編）『解釈法学と政策法学』（勁草書房・2005 年 5 月）104～129 頁
- ⑪「産業廃棄物処理業と排出事業者処理責任」自治総研 317 号（2005 年 3 月）37～60 頁
- ⑫「廃棄物処理法 2004 年改正法の制定」自治研究 80 卷 11 号 102～113 頁、12 号 87～103 頁（2004 年 11～12 月）
- ⑬「環境負荷と責任」芝池義一＝小早川光郎＝宇賀克也（編）『行政法の争点〔第 3 版〕』

[ジュリスト増刊] (有斐閣・2004年9月) 220～221頁

⑭「自治体の産業廃棄物法政策」植田和弘＝森田朗＝大西隆＝神野直彦＝苅谷剛彦＝大沢真理 (編) 『持続可能な地域社会のデザイン』 (有斐閣・2004年8月) 51～71頁

⑮「判例にみる環境基本法」上智法学論集 48巻1号 (2004年8月) 163～175頁

⑯「自治体職員と組織の法令遵守」地方自治職員研修臨時増刊 76号 (2004年7月) 8～14頁

⑰「自治体の法環境と政策法務」都市問題 95巻5号 (2004年5月) 3～25頁

⑱「地方分権改革と「枠組法」」自治研究 80巻3号 (2004年3月) 29～42頁

⑲「廃棄物処理法 2003年改正法の到達点」横浜国際経済法学 12巻3号 (2004年3月) 17～48頁

[コメント]

執行過程研究は、私のライフワークであるが、この期間には、4年間の調査を踏まえて、①をまとめることができた。次期には、新しいテーマで、調査を開始したい。分権時代の法システムのあり方という関心から研究を継続しており、景観法を素材とした論文を執筆できた。⑧⑨⑩⑱が、その成果である。自治体政策法務研究も継続中であり、⑯⑰で、若干の整理をした。そのほか、廃棄物処理法を中心とする環境法研究を継続しており、②③④⑤⑥⑦⑪⑫⑬⑭⑮⑲は、その成果である。

3. その他

①「〔座談会〕自然環境保護法制の到達点と将来展望」ジュリスト 1304号 (2006年1月) 110～137頁

②「〔座談会〕温暖化対策と環境法の課題」ジュリスト 1292号 (2005年6月) 104～132頁

③「〔シンポジウム〕指定管理者制度」自治体法務 NAVI3号 (2005年2月) 19～33頁

④「〔座談会〕 これからの景観行政の在り方：景観法の制定を受けて」自治体法務 NAVI2 号（2004年12月）2～16頁

⑤「〔座談会〕 環境と貿易」ジュリスト 1278号（2004年11月）89～107頁

⑥「〔座談会〕 政策法務の最前線：政策法務の実現のために自治体職員に求められる法務能力とは」自治体法務 NAVI 創刊号（2004年10月）2～17頁

⑦「〔座談会〕 地方分権と環境法のあり方」ジュリスト 1275号（2004年9月）133～155頁

⑧「〔座談会〕 環境刑法」ジュリスト 1270号（2004年6月）112～139頁

⑨「〔座談会〕 分権改革で自治体現場は変わったか？：分権改革の次のステップに向けて」自治総研 305号（2004年3月）

[コメント]

中心メンバーのひとりとして、『ジュリスト』誌の座談会シリーズである「環境法セミナー」を継続している。そのほか、『自治実務セミナー』誌と『産業と環境』誌に、毎月、環境法や政策法務に関する短文を寄稿している。

4. 学会等報告

①「廃棄物処理法と自治体環境行政」2005年度日本自治学会報告（2005年11月）

②「リサイクルと不法投棄」2005年度環境法政策学会報告（2005年6月）

③「循環型社会形成の方向性と各分野の役割」第8回日本廃棄物会議講演（2004年11月）

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

- ①『現代アメリカ社会の法動態（仮題）』（慈学社出版）（共訳書）
- ②『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュビレッジ）
- ③『自治体環境行政法〔第4版〕』（第一法規）

2. 短中期的な研究計画

第1に、景観法のもとで自治体がどのような法政策を展開するかをフォローし、分権時代の法律と条例のあり方に関する理論研究を進めたい。第2に、関連学問分野の議論を踏まえて、環境法の基礎理論の構築に努めたい。第3に、行政執行過程の比較論的実証研究を構想したい。

Ⅲ. 教育活動

2004年度は、「環境法実務演習」を担当した。2005年度および2006年度は「環境法実務演習」「環境法政策」を担当した。2005年5月以降、越智敏裕助教授とともに、ランチタイムセミナーである Environmental Law and Policy Cafe (ELP Cafe) を主宰し、自分自身が何回かの報告を担当するほか、学内外のゲストスピーカーによる講演と討論を企画運営している。また、環境法研究会を主宰し、学内外のゲストスピーカーによる研究報告と討論を企画運営している。

Ⅳ. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本公法学会、日本法社会学会、環境法政策学会（理事）、Law and Society Association (USA)である。

東京都廃棄物審議会委員、東京都火災予防審議会委員、神奈川県情報公開運営審議会委員、神奈川県総合計画審議会特別委員、横須賀市地方分権推進専門委員、渋谷区まちづくり審議会委員、秦野市まちづくり審議会委員などを務めている。また、自治大学校、市町村アカデミー、自治体の職員研修機関での研修講師を務めている。新司法試験考査委員(環境法)。

V. その他

教育研究委員会委員、自己点検評価委員会委員、図書委員会委員、認証評価小委員会委員を務めている。

■ 小塚 莊一郎 (こづか・そういちろう)

■ 教授：商法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『フランチャイズ契約論』(有斐閣・2006年8月)(単著)

[コメント]

フランチャイズ契約は研究生生活の最初に取り組んだテーマであるが、あたかもその頃(1990年代前半)から、この問題に関する国内外での立法や判例・学説に大きな変化が生じたので、それらを踏まえて全く新たなモノグラフとしてまとめ、刊行した。きわめて政治的・政策的なイシューでもあるために、単なる実定法の解釈論にとどまらず、制度設計のあり方、立法と解釈の棲み分け、政治と法の関係、国際的な法の移転・継受と各国の独自性など、法と法学の基礎にかかわる重要な問題に触れることができたと考えている。

2. 論文(すべて単著)

① “The Economic Implications of Uniformity in Law” in: *Jürgen Basedow & Toshiyuki Kono (eds.), An Economic Analysis of Private International Law* (Mohr Siebeck, 2006年8月), pp.73-84.

② 「継続的契約としての民放ネットワーク」新堂幸司＝内田貴(編)『継続的契約と商事法務』(商事法務・2006年7月)139～164頁

③ 「ケープタウン条約の各国による受容」空法47号(2006年6月)59～88頁

④ 「宇宙ビジネスの展開が必要とする法制度の整備」上智法学論集49巻3＝4号(2006年3月)99～118頁

⑤ “Maritime Procedure under the Japanese Law” 海法会誌復刊49号(2005年12月)1～16頁

⑥「宇宙空間における特許権」相澤英孝＝大淵哲也＝小泉直樹＝田村善之（編集代表）『知的財産法の理論と現代的課題』（弘文堂・2006年）621～635頁

⑦“Panorama del derecho comparado - Japón”, *Anuario de Derecho Marítimo* Vol.XXII, pp.475-488.（英文による原稿を編集者がスペイン語に翻訳して掲載）

⑧「航空機による第三者損害の賠償と補償（1）、（2・完）」上智法学論集 48 卷3＝4号(2005年6月)21～34頁、49 卷1号(2005年8月)1～48頁

⑨「営業秘密をめぐる契約上の諸問題」日本工業所有権法学会年報 28号(2005年5月)63～83頁

⑩「90年代の金融法制改革による競争的な市場の実現」社会科学研究 56 卷2号(2005年2月)93～108頁

⑪「情報提供事業者の責任」山下友信（編）『高度道路交通システム（ITS）と法』（有斐閣・2005年1月）189～204

⑫“Recent Developments in Japanese Legislation and Jurisprudence (2001 – 2003)”, *Il Diritto Marittimo*, Fasc.II-2004, pp.651-658.

⑬「知的財産権の行使に対する競争政策：各論的検討」法と実務 4号(2004年7月)33～51頁

⑭「倉庫業者と運送ターミナル・オペレーターの責任」小塚荘一郎＝高橋美加（編）『商事法への提言』（2004年6月）665～693頁

[コメント]

商取引（知的財産の取引を含む）に関する法律問題は、民事法の関連分野を総合的に考察して解決しなければならない場合が少なくない。上記の各論文は、そうした問題点の中からいくつかを取り上げ、検討を加えたものである。また、それらの多くは、現実に大きな問題となっていたり、将来そうなることが予測されるようなことからである。商取引法の分野では、解決しなければならない課題をタイムリーに指摘すること自体が、研究者としての重要な活動であると考え、そのような問題を意識的に研究対象として設定している。

3. その他 (①は座談会、ほかは単著)

①『取締役会・監査役会併設会社のガバナンス・ベストプラクティス・コード』の制定」ソフトロー研究5号(2006年3月)1～45頁

②「日本の商法・会社法の現代語化」『日本における民・商法の法令用語の現代化』(韓国法制研究院・2006年2月)45～57頁

③「放送会社に対する敵対的買収と防衛：ニッポン放送対ライブドア」『別冊ジュリスト179号・メディア判例百選』(2005年12月)212～213頁

④「会社法改正のパラダイム・シフト」コーポレート・コンプライアンス5号(2005年12月)69～84頁

⑤「国際取引におけるソフト・ローの機能：柏木報告へのコメント」ソフトロー研究4号(2005年11月)70～77頁

⑥「フランチャイズ契約と説明義務」判例タイムズ1178号(2005年7月)171～175頁

⑦「フランチャイザー号店の開設にかかるフランチャイザーの義務」ジュリスト1282号(2005年1月)203～206頁

⑧「市場経済を発展させる『契約の自由』：『契約社会』中国の法務」国際ビジネス法務室3号(2004年12月)43～48頁

⑨「外国向為替手形の買取銀行による買戻請求」『別冊ジュリスト173号・手形小切手判例百選 [第6版]』(2004年10月)208～209頁

⑩「証券取引法42条の2第1項3号と憲法29条」ジュリスト1269号(平成15年度重要判例解説)(2004年6月)122～124頁

⑪「航空機ファイナンスから衛星ファイナンスへ」NB L782号(2004年4月)31～38頁

[コメント]

判例評釈・判例解説のほか、あたかも会社法の全面改正が行われた時期であったため、それに関連した講演・座談会等を行っている。

4. 学会・研究会等報告（①のみ共同報告、ほかは単独報告）

① “Liability of Classification Societies under the Japanese Law”, XVIIth Congress of the International Academy of Comparative Law (July 2006)

② “Private Law Rules for the Commercial Activities in Space: *Lex Ferenda*”, 56th International Astronautical Congress (October 2006)

③ 「航空機金融に関するケープタウン条約の現状」第51回日本空法学会（2005年5月）

④ “Maritime Procedure under the Japanese Law”, Asian Law Institute (ASLI) 2nd Conference (May 2005)

⑤ 「営業秘密の契約上の問題」2004年度日本工業所有権法学会（2004年6月）

⑥ “International Corporate Law in the Context of Asia: A Perspective from Japan”, Asian Law Institute (ASLI) Inaugural Conference (May 2004)

II. 今後の研究計画

さまざまな商取引に関する法律上の問題をタイムリーに指摘して解決の方向性を示す、という基本的な研究の方向性は、当面継続していきたい。その中でも、ある程度関与していくことになった海商法および運送法に関係する問題点を多く取り上げることと、これまで論文の形にまとめることが少なかった会社法関係の問題を研究対象とすることに、やや重点を置いていく予定である。

III. 教育活動

「商法」「企業取引法」「企業法務演習」を担当しているほか、「法情報調査」のコーディネ

ネーターを務めてきた。「商法」と「企業取引法」はソクラテス・メソッドによる商法分野の授業であるが、判例・文献を編集した独自の教材を作成し、配布している。裁判例（下級審を多数含む）をじっくりと読む機会として、学生には大変好評のようである。「企業法務演習」は実務家教員の伊集院教授と共同で担当しているが、予防法務ないしビジネス・プランニングの観点から教材を作成し、学生に取り組ませている。試験勉強から知っていた法律学とはまったく異なる視野が開けたという声が多い。

IV. 学会活動・社会的活動

学会の関係では、日本私法学会、日本海法学会、日本空法学会、日米法学会および日本工業所有権法学会に所属し、また、ANJeL (Australian Network of Japanese Law)の東日本地区における contact person として、日豪の法律家の交流促進に努めている。

主な社会的活動として、産業構造審議会臨時委員（商標制度小委員会委員）および金融庁金融研究研修センターのアドバイザーを務めているほか、国際機関であるユニドロワ（UNIDROIT、私法統一国際協会）のコレスポンデントに就任している。

V. その他

法科大学院の学生生活委員会委員（新司法試験担当・修了生担当）として、司法試験の受験前後の学生の指導とケアに当たっている。その他、エクスターンシップ運営委員会委員、カリキュラム小委員会委員、認証評価小委員会委員を務めている。

■ 佐藤 岩昭 (さとう・いわあき)

■ 教授：民法

I. 研究成果

1. 著書

①『民法4 債権総論』(有斐閣・2004年4月)(3名の共著)

[コメント]

これは3名の共著者による債権総則の中等レベルの教科書である。私の研究のテーマである債権者代位権および詐害行為取消権を含む分野であるので、共著者の一人として執筆に加わった。なお、担当した箇所は、第5章・第6章・第9章である。

2. その他

①「最高裁平成17年1月27日第一小法廷判決・民集59巻1号200頁(判時1887号39頁)の判例評釈」判例評論564号(判時1912号)(2006年2月)22頁以下

②『民法判例百選II 債権(第五版 新法対応補正版)』の13事件「詐害行為取消権の性質」および18事件「詐害行為と原状回復」の補正執筆(有斐閣・2005年4月)

[コメント]

①は、1個の抵当権が担保する複数の債権のうちの1個の債権の保証人による代位弁済がなされたときの、債権者と代位弁済をした保証人の利害調整をめぐる最高裁が下した初めての判断について考察したものである。②は、民法の現代語化に伴う旧稿の補正執筆である。

II. 今後の研究計画

1. 「債権者の共同担保に対する民法上の執行に関する一般理論」という研究題目で、科研費の補助(基盤研究(C))をうけつつ、本年度から3年計画で上記の研究を開始した。

研究の目的は、第一に債権者代位権に関する理論的研究をまとめることにある。第二に詐害行為取消権の研究でやり残した課題（特に要件論等）についての研究をまとめることである。最終的に「共同担保法の一般理論」とでもいべき理論を確立したいと考えている。

2. 上記の研究と関連させて、債権総論の体系書の執筆を準備している。この分野では、優れた先学の多くの業績があるので、自らの独自性を出すために苦勞しているが、体系書を完成できれば法科大学院の授業等でも活用してみたいと考えている。

Ⅲ. 教育活動

2004年度から2006年度まで「民法Ⅰ」という科目を、2クラス分（前期8単位分）担当した。内容は民法総則から担保物権法までをカバーする授業であり、判例を教材とするケース・メソッドを用いた。周知のように民法および重要な附属法令の改正が多くなされたので、それらの説明をしつつケース・メソッドを行うことは、学生にとっても、教員にとっても大変な作業であったように思われる。

Ⅳ. 社会的活動等

2006年1月31日の岡山大学大学院の博士論文審査（法学）において、学外審査員として参加し参考意見を述べるとともに、それに基づいた意見書を提出した。博士論文の著者は中西俊二氏であり、論文題目は「詐害行為取消権論」である。

Ⅴ. その他

法科大学院では2004年度には教育研究委員会委員、2005～2006年度においてはカリキュラム委員会委員と入試委員会委員を務めている。

■ 田頭 章一 (たがしら・しょういち)

■ 教授：民事手続法

I. 研究成果

1. 著書

① 福永有利 (監修) 『詳解民事再生法』 (共著) (民事法研究会・2006年7月)

② 『倒産法入門』 (単著) (日本経済新聞社・2006年6月)

③ 『企業倒産処理法の理論的課題』 (単著) (有斐閣・2005年2月)

[コメント]

ここ数年の研究面でのテーマは、倒産法に関するこれまでの成果のとりまとめであった。②は、これまでの倒産処理法の研究成果を、主としてビジネスパーソン向けの読みやすい形にまとめたものである。これに対して、③は、倒産処理手続に関するこれまでの研究成果を、企業倒産処理法の分野に限定してまとめたものである。①は、国際倒産法をテーマとする第6章を担当した。

2. 論文

① 「中小企業の事業再生・再編過程において地域金融機関が果たすべき役割」 上智法学論集 50 卷 1 号(2006年7月)1-34 頁

② 「外国倒産手続」 破産実務研究会編 『Q & A 破産法の実務』 (新日本法規・2005年5月) 1302~1320 頁

③ 「明渡し執行の実効性の向上」 小林編 『Q & A 改正担保・執行法の徹底解説』 (2004年6月) 180 頁~204 頁

④ 「公示催告の見直し」 小林編 『Q & A 平成16年改正 民事訴訟法・民事執行法の要点』 (2004年4月) 201~216 頁

[コメント]

近時は、民事関係法の改正が相次いだため、新制度の分析・解説が中心である。

3. その他

①「契約関係をどうするか」法学セミナー2006年10月号12-15頁

②「法科大学院における授業方法の研究（倒産法）」ロースクール研究1号（2006年3月）76～81頁

③小林編『法学講義民事訴訟法』（悠々社・2006年3月）訴訟行為の項などの執筆（211～225頁、242～248頁）

④三木＝山本編『ロースクール倒産法』（有斐閣・2005年12月）の執筆（共著）

⑤「〔判例批評〕（真実性についての証明責任・証明の程度）」別冊ジュリスト179号48～49頁（2005年12月）

⑥「〔判例批評〕（敷金返還請求権上の質権と倒産手続）」判時1897号（2005年9月）180～186頁

⑦「〔判例批評〕（抽象的不作為判決と強制執行）」別冊ジュリスト177号（2005年8月）178頁～179頁

⑧「〔判例批評〕廃棄物処理場の操業停止の仮処分が認められた例（廃棄物処理施設燃焼データの文書提出命令）」北村編『産廃判例を読む』（環境新聞社・2005年7月）

⑨「〔判例批評〕（停止条件付債権譲渡契約にかかる債権譲渡と破産法上の否認）」私法判例リマークス31号（2005年7月）126頁～129頁

4. 学会・研究会報告等

①「中小企業再生をめぐる諸施策の展開と地域金融機関の役割」経済産業研究所シンポジウム・日本の金融～企業と金融機関の関係を問い直す（2006年2月）

②Discussant for the presentation “The Design of the System of the New Chinese Insolvency Law and Its Analysis,” Post Crisis Insolvency Law and Practice around Asia (March, 2005)

③法と経済学会 2005 年度全国大会における討論者（対象報告：“Small Creditors Power in Civil Rehabilitation –A Compound Game of a Simple Majority Game and a Weighted Majority-“）

II. 今後の研究計画

今後の主要な研究テーマは、次の通りである。

- ①担保法の立法課題（財団抵当・企業担保法制など）についての研究
- ②信託法の改正に伴う手続法上の問題点について検討
- ③アスベストによる健康被害など大規模損害賠償事件における手続的諸問題（科研費の採択課題の共同研究者として研究中）

III. 教育活動

2004 年度以降、法科大学院では、民事訴訟法基礎（4 単位）と倒産処理法（2004 年度は 3 単位、その後は 4 単位）を担当している。

他の法科大学院での教育活動としては、立教大学法科大学院で、倒産処理法(2005 年度後期)、民事手続法 2 の非常勤講師を務めた（2006 年度前期）。

IV. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本民事訴訟法学会である。本学会では、2005 年より国際交流委員会委員を務めている。2004 年までは、日米法学会発行の『アメリカ法』の編集協力者として活動した。

研究会活動としては、上智大学を会場として隔月開催している「企業法研究会」の事務局を務めているほか、外部の「企業担保・財団抵当法制研究会」、「都市計画争訟研究会」

などに、研究員ないし委員として参加している。研究活動以外では、最高裁判所入札監視委員会委員として、手続法研究者としての立場から意見を述べるなどの活動を行った(2004-06年)。

V. その他

図書委員会の委員長として、法科大学院設立当初から法科大学院図書室等の充実のために活動をしてきた。

大学改革推進等補助金の助成をえて2004年度から名古屋大学その他の法科大学院と実施している「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」との関係では、上智大学での責任者の一人として、民事模擬裁判、ADR等について外部実務家等の協力も得ながら学生によるロールプレイ、ビデオ教材の作成、講演会の開催等を企画・実施した。

■ 高見 勝利 (たかみ・かつとし)

■ 教授：憲法

I. 研究成果

1. 著書

①『憲法 I・II [第4版]』(共著)(有斐閣・2006年)

2. 論文

①「丸山眞男の憲法論」思想 988号(2006年8月号)104~119頁

②「憲法から見た小泉流『官邸主導』政治」世界 753号(2006年6月号)118~126頁

③「政治の『大統領化』と二元的立法過程の『変容』？」ジュリスト 1311号(2006年)48~63頁

④「国家・主権・民意：河村力『ある憲法学者の足跡』に接して」ジュリスト 1308号(2006年)188~198頁

3. その他

①「〔座談会〕憲法改正国民投票法案の検討」第一東京弁護士会々報 402号(2006年9月)16~38頁

②「電子展示会『日本国憲法の誕生』のアフターケア」国立国会図書館 OB 会報 38号(2006年3月)

③「国立国会図書館憲政資料室蔵 GHQ/SCAP 資料所収日本国憲法関係資料書誌」参考書誌研究第 63号(国立国会図書館主題情報部、2005年10月)(豊田真穂、川口悠子、大島康作、境野由美子と共著)59~179頁

④「有斐閣の名著再見〔続〕 ②宮沢俊義『憲法と裁判』『公法の原理』『法律学における学説』」書齋の窓 544号（2005年5月）

Ⅱ. 学会・研究会等報告

①「『戦後民主主義』後の憲法課題」2006年度秋季全国憲法研究会（2006年10月）

②「日本国憲法における統治機構の課題」経済同友会憲法問題懇談会（2006年7月）

③「日本国憲法の誕生」四日市青年会議所（2006年6月）

④「〔座談会〕憲法改正国民投票法案の検討」第一東京弁護士会（2006年6月）

⑤「小泉解散の憲法学的検討」日本選挙学会（2006年5月）

⑥「憲法改正手続をめぐる憲法上の論点について」読売新聞社調査研究本部（2006年2月）

Ⅲ. 教育活動

2005年度は、「憲法基礎」「公法Ⅰ」を担当した。2006年は、「憲法基礎」「公法Ⅰ」「公法総合演習」「自主研究・論文作成」を担当した。

Ⅳ. 学会活動・社会活動

所属学会は、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、国際人権法学会、日独法学会である。

平成17年度司法試験委員、平成18年度法科大学院評価部会専門委員。

V. その他

FD 委員会委員を務めている。

■ 滝澤 正 (たきざわ・ただし)

■ 教授：フランス法、比較法

I. 研究成果

1. 論文

①「フランスにおける欧州連合憲法条約の否決：国内的側面」聖学院大学総合研究所紀要 34号 (2006年2月) 365~379頁

②「フランスにおける特別裁判所」法の支配 139号 (2005年10月) 20~26頁

③「La reception des droits etrangers et la langue」Melanges Xavier Blanc-Jouvan, De tous horizons,SLC (2005年5月)

④「生命倫理問題に対する法的対応の二類型」上智法学論集 48巻3=4合併号 (2005年3月) 189~207頁

⑤「比較法的にみた日本法のアイデンティティ」早稲田大学比較法研究所叢書 32号 (2005年3月)

2. その他

①[発言メモ]「連邦制の比較研究：意見・総括」比較法研究 67号 (2006年5月) 107~108、109頁

②[項目執筆]「警察刑事司法協力」『国際関係法辞典第二版』(三省堂・2005年9月) 211~212頁

③[序文]「生命倫理法の展開——比較法的考察—— 掲載にあたって」上智法学論集 48巻3=4合併号 (2005年3月) 167~169頁

④[立法紹介]「公法——行政と市民——」日仏法学 23号 236~237頁 (2005年1月)

3. 学会・研究会等報告

①「フランス行政法の新味：クセジュ文庫『行政法』の2004年20版を読んで」フランス行政法研究会（2005年12月）

②「フランスのEU憲法条約への対応：国内的側面」聖学院大学EU研究会（2005年10月）

③「公法学教育の比較研究」日本公法学会（2005年10月）

④「連邦制の比較研究」（司会・総括）比較法学会（2005年6月）

⑤「行政法と民法典」日仏法学会（2005年3月）

⑥「比較法的にみた日本法のアイデンティティ」比較法・外国法研究会（2005年1月）

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

①「公法学教育の比較研究」公法研究68号（校正済、2006年刊行予定）

②「行政法と民法典」日仏法学24号（原稿提出済、2007年刊行予定）

③〔立法紹介〕「公法——出版の自由」日仏法学24号（原稿提出済、2007年刊行予定）

④〔座談会〕「国際関係法学科設立25周年記念」（速記録見直し済、2007年刊行予定）

2 短中期的な研究計画

①『フランス法第3版』の執筆

②『比較法』の執筆

③『ウェイル＝プイヨ・フランス行政法』〔兼子仁先生と共訳〕の翻訳（訳文完成済）

III. 教育活動

2004年、2005年と比較法（2単位）を担当した。2006年も後期に比較法（2単位）を担当の予定。

IV. 学会活動・社会的活動

1. 学会活動として、

- ・日本公法学会会員（理事、2004年10月まで）
- ・日仏法学会会員（常務理事、全期間）
- ・比較法学会会員（理事、2004年6月より理事長）
- ・Maison franco-japonaise 会員（全期間）
- ・Association Henri Capitant 会員（全期間）
- ・Societe de Legislation comparee 会員（全期間）

2. 一般的な社会的活動として、

- ・末延財団理事（全期間）
- ・江草基金評議員（全期間）
- ・大学基準協会大学評価委員（2006年4月より）
- ・最高裁判所図書館委員（2005年10月より）
- ・秦野市情報審議会委員（全期間）

3. 法科大学院に係わる社会的活動として、

- ・大学入試センター適性試験専門委員（全期間）
- ・大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員兼評価委員（全期間）
- ・法科大学院協会監事（2005年3月より）
- ・日本私立大学連盟法科大学院公費助成対策委員会委員（2006年3月解散まで）

V. その他

- ①上智大学法科大学院長（全期間）
- ②文部科学省法科大学院形成支援プログラム責任者（2004年10月より）

■ 辻 伸行 (つじ・のぶゆき)

■ 教授：民法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『法学講義 民法2物権』（共著）（悠々社・2005年10月）

[コメント]

物権法の基本的教科書であり、「占有」の部分（87頁～112頁）を担当した。今日の民法学界が到達している学説状況と最新の判例を踏まえて、占有をめぐる諸問題を解説したものである。

2. 論文（いずれも単著）

- ①「精神科医療事故と法」司法精神医学4 民事法と精神医学（総編集 松下正明、編集 山内俊雄、山上皓、中谷陽二）（164頁～181頁）（中山書店・2005年9月）

- ②「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」触法精神障害者の処遇（町野朔＝中谷陽二＝山本輝之（編）（62頁～79頁）（信山社・2005年6月）

- ③「精神障害者による他害事故と損害賠償責任」精神医療と心神喪失者等医療観察法（町野朔（編））ジュリスト増刊（190頁～195頁）（有斐閣・2004年3月）

[コメント]

2003年に『所有の意思と取得時効』（有斐閣・2003年）を上梓して、取得時効法の研究に一区切りを付け、ここ数年は、損害賠償法、とくに精神障害者の自傷他害事故に伴う損害賠償責任の問題を研究してきた。その成果が①～③である。①は、精神科患者が精神科病院の内外において他害事故や自殺が発生した場合の医療側の責任について、これまでの裁判例を整理・分析し、若干の検討を行ったものである。また、②は、1999年の精神保健福祉法改正により、同法22条から保護者の「自傷他害防止監督義務」が削除されたことによる保護者の義務を中心に、法改正の趣旨やその経緯を考察し、精神障害者が他害事故を起こした場合の保護者の損害賠償

責任を検討した。さらに、③は、2003年に成立した「心神喪失者等医療観察法」のもとで、同法の対象者が自傷他害行為を行った場合の医療側の損害賠償責任について、精神保健福祉法のもとの損害賠償責任と比較しながら検討した。

3. その他

(1)判例評釈

①「取得時効の援用により不動産の所有権を取得してその旨の登記を有する者が当該取得時効の完成後に設定された抵当権に対抗するためその設定登記を起算点とする再度の取得時効を援用することの可否：最判平成15・10・31判時1846号7頁」（判例評論548号199頁（判例時報1864号））（判例時報社・2004年10月）

②「ごみ集積場輪番制事件控訴審判決：東京高判平8年2月28日判時1575号54頁」環境法判例百選（別冊ジュリスト171号）（有斐閣・2004年4月）

(2)特別講演

①「精神障害者の自傷他害行為と医療側の損害賠償責任」法と精神科臨床7巻（2005年12月）（法と精神科臨床研究会）

(3)座談会

①「医と法から見た精神医療に関する諸問題：リーガルモデルとメディカルモデルの相克」日本賠償科学会（2005年11月）

[コメント]

標記の座談会において、強制入院の法的性格、精神科医療上の事故と医師の裁量、精神科医療とインフォームド・コンセントをテーマに、木ノ元直樹氏（弁護士）、前田順司氏（東京高裁判事）、石橋幹雄氏（精神科医）とともに議論した。その内容は、賠償科学34号（2006年12月予定）（日本賠償科学会）に掲載されことになっている。

(4)人材養成テキスト

①「精神障害者の人権と法」平成 17 年度精神保健指定医研修会テキスト（社団法人 全国自治体病院協議会・2005 年 12 月）

②「精神障害者の人権と法」平成 17 年度精神保健指定医研修会テキスト（社団法人 日本精神科病院協会・2005 年 7 月）

③「平成 16 年度司法精神医療等人材養成研修教材集」（共著）（財団法人 精神・神経科学振興財団・2004 年 9 月）

[コメント]

精神科医及び医療従事者に対する研修のために、精神科医療と法の関わり合いについての基本的な理解を得ることを目的にまとめられた教材である。

4. 学会・研究会報告等

①研究会報告「精神障害者の他害事故と保護者・医療関係者の民事責任」2004 年度第 4 回精神医療法研究会（2004 年 7 月、於：名古屋大学）

②シンポジウム「精神科医療における個人情報の保護」——報告「医療個人情報の保護について——精神科医療における個人情報の取り扱いを中心にして——」法と精神医療学会第 20 回大会（2005 年 3 月、於：慶應義塾大学医学部）

③シンポジウム「自殺をめぐる法と精神医療」——報告「患者の自殺と民事責任」法と精神医療学会第 21 回大会（2006 年 3 月、キャンパスプラザ京都）

[コメント]

②と③は、2005 年と 2005 年の法と精神医療学会大会のシンポジウムにおいて、パネリストとして報告し、議論に参加した。この報告内容は、法と精神医療 20 号、同 21 号に掲載される予定である。

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

- ①『民法の考えかた』（共著）（有斐閣・2006年10月刊行予定）
- ②「取得時効の機能」（単著）『民法の争点』（内田貴＝大村敦志（編））（有斐閣）
- ③「精神科医療と医療契約——医療保護入院・任意入院を中心にして」（単著）（仮）
精神科医療と法 町野朔還暦記念（弘文堂）

2. 短中期的な研究計画

1つは、民法177条をめぐる「第三者」の問題であり、近時有力な単純悪意者排除説に対する疑問を提示し、再検討することであり、もう1つは、精神障害者の自傷他害行為をめぐる損害賠償責任についてのこれまでの私の研究をふまえ、著書としてまとめることである。

Ⅲ. 教育活動

2004年度及び2005年度は、「民法Ⅱ」、「民事法（総合）」「エクスターンシップⅡ」及び「自主研究」を担当した。「民法Ⅱ」は、債権法を中心にして、私が作成した設問集に基づき、多角的に民法の問題を考えることができるように、様々な問題を取り上げ双方向授業により、掘り下げた議論を行った。「民事法（総合）」は、実務家教員である伊集院功教授とともに、近時の最高裁判例や設例をもとにして、判例の読み方、要件事実、具体的な利益考慮および実務の現状に配慮しながら、双方向授業により生きた民事法を体得すべく努めた。「エクスターンシップⅡ」では、エクスターンシップ受け入れ法律事務所の開拓、派遣学生の決定、事前授業の実施等を行った。

Ⅳ. 学会活動・社会活動

所属学会は、日本私法学会と日本司法精神医学会である。

独立行政法人放射線医療総合研究所の臨床医学研究審査委員を務めている。

Ⅴ. その他

入試委員会委員長及びエクスターンシップ運営委員会委員長、人事委員会委員、予算委

員会委員を務めている。

■ 出口 耕自（でぐち・こうじ）

■ 教授：国際私法

I. 研究成果

1 論文

①「国際的環境損害の民事責任」国際法外交雑誌 104 巻 3 号（2005 年 11 月）44～59 頁

②「ヨーロッパ国際消費者契約の混迷」国際私法年報 6 号（2005 年 3 月）116～137 頁

[コメント]

私の研究テーマは、国際財産法の現代的課題ということで、その時々々の最先端の問題を取り上げてきた。①②の論文は、その方針を受け継ぎつつ、わが国において従来十分には論じられていない問題を検討している。

2 その他

①「米国特許権に基づく差止請求権の不存在確認」私法判例リマークス 32 号（2006 年 2 月）136～139 頁

II. 今後の研究計画

国際財産法の現代的課題というテーマのもと、次の論文は、「ドイツ国際不法行為法における被害者の決定権」を予定している。『国際契約法の研究』『国際不法行為法の研究』という書をまとめるのが目標である。

涉外戸籍法研究会（代表：道垣内正人）において数年にわたった研究がまとまり、その成果が、『涉外戸籍法リステイトメント』（仮題）として来年中に公刊される予定である。同書の要約版が、2006 年 12 月から戸籍時報に連載されることになっている。

III. 教育活動

2004年度～2006年度のいずれも「国際私法」「国際取引法総合演習」を担当してきた。

IV. 学会活動

所属学会は、国際私法学会、国際法学会、国際経済法学会である。

V. その他

教育研究委員会委員、学生生活委員会委員、FD委員会委員を務めている。

■ 長沼 範良 (ながぬま・のりよし)

■ 教授：刑事訴訟法

I. 研究成果

1 著書

①『ケースブック刑事訴訟法（第2版）』（共著）（有斐閣・2006年4月）

②『演習刑事訴訟法』（共著）（有斐閣・2005年4月）

③『刑事訴訟法（第2版）』（共著）（有斐閣・2005年4月）

④『著作権特殊講義』（共著）（有斐閣学術センター・2004年6月）

⑤『ケースブック刑事訴訟法』（共著）（有斐閣・2004年4月）

[コメント]

この期間の著作は、学生の教育を念頭に置いたいくつかの教科書類である。とりわけ、法科大学院の発足に合わせて、ソクラティック・メソッドを徹底的に実施するための試みとして、⑤（及びその改訂版である①）を刊行することには、かなりの労力を割くこととなった。①の改訂を行うに当たっては、授業における使用実績を踏まえ、受講した学生の改善意見を大幅に取り入れて、教育的観点を一層重視するための作業を行った。

2 論文（いずれも単著）

①「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の意義と今後の課題」ジュリスト 1319号（2006年9月）62～68頁

②「公訴時効期間の見直し」刑法雑誌 46巻1号（2006年6月）43～51頁

③「刑事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1313号（2006年6月）181～190頁

④「Japan's New Legislation to Combat Cybercrimes from a Procedural Perspective」

Journal of the Japan-Netherlands Institute 8号 (2005年12月) 105～113頁

⑤「刑事手続判例の動向」刑事法ジャーナル1号 (2005年10月) 44～49頁

⑥「刑事訴訟法判例の動き」ジュリスト1291号 (2005年6月) 175～186頁

⑦「New Legislation to Combat Cybercrimes from a Procedural Perspective」
上智法学論集48巻3・4号 (2005年3月) 504～494頁

⑧「コンピュータ犯罪と新たな捜査手法の導入」Law and Technology 26号 (2005年1月) 12～20頁

⑨「刑事訴訟法判例の動き」ジュリスト1269号 (2004年6月) 179～190頁

⑩「裁判員の選任・確保とその権限・義務」ジュリスト1268号 (2004年6月) 66～72頁

[コメント]

この期間は、立法や判例の動きが激しかったため、これらについて一応のフォローをしたうえで、さしあたり議論すべきいくつかの課題について、概括的な検討をするにとどまった。今後さらに、個別の分野について、より本格的な論考を行うよう努めたい。

3 その他

①「[対談] 別件逮捕・勾留と余罪取調べ」法学教室310号 (2006年6月) 74～95頁

②「[座談会] 刑事系科目論文式試験問題について」法学教室307号 (2006年4月) 40～55頁

③「[座談会] 刑訴法判例の読み方・学び方」法学教室307号 (2006年4月) 135～152頁

④「[座談会] 鼎談・刑事系について」法学教室299号 (2005年8月) 24～42頁

⑤「筆跡鑑定」刑事訴訟法判例百選（第8版）（2005年3月）156～157頁

⑥「一事不再理効の範囲」刑事訴訟法判例百選（第8版）（2005年3月）204～205頁

[コメント]

①、③は、「対話で学ぶ刑訴法判例」シリーズの一環として、実務家との対談により、重要な刑訴法判例の意義を検討するものであり、今後も継続して実施する予定である。なお、このほか、『刑事法ジャーナル』（イウス出版）の編集委員として、1号から編集・刊行に従事し、『判例六法』（有斐閣）の刑訴法部門について、初版の刊行以来、編集協力者として関与している。

4 学会・研究会報告等

①「裁判員制度の下における公判のあり方」平成18度判事实務研修（2006年5月、司法研修所）

②「刑事司法における適正手続」第2回中央アジア司法制度研修（2006年3月、国連アジア極東犯罪防止研修所）

③「法定刑の改正の理論的検討と実務への影響」2005年度日本刑法学会東京部会報告（2005年11月、中央大学）

④「各国の陪審・参審制度」裁判員制度に係る在京法曹三者模擬裁判コメント（2005年6月、東京地方裁判所）

⑤「法科大学院における刑事訴訟法教育」法務省派遣検事研修（2004年9月、法務省法務総合研究所）

⑥「Information and Privacy」日蘭法学会第4回シンポジウム報告（2004年8月、ライデン大学）

II. 今後の研究計画

1 執筆の計画

できるだけ近いうちに刑事訴訟法の体系書を執筆・刊行したいと考えている。具体的な執筆作業は現在継続中である。

2 今後の研究課題

いくつかの分野について法改正の動向なども踏まえて、理論的な検討を行いたいと考えている。具体的には、刑事手続と被害者、公判前整理手続、少年法などである。また、より長期的には、証拠法の基本原理について考究を続けていく予定である。

Ⅲ. 教育活動

この期間中に担当した科目は、「刑事訴訟法基礎」、「刑事訴訟法」、「法情報調査」（共同担当）、「自主研究・論文作成」である（ただし、「自主研究・論文作成」は、2005年度からであり、同年度には実際の受講者はいなかった）。「刑事訴訟法基礎」及び「刑事訴訟法」では、前記Ⅰ 1の欄に記載した著作『ケースブック刑事訴訟法』を教材として使用し、徹底したソクラティック・メソッドによる授業を実施した。そのほか、刑事施設等の参観を随時実施した（この期間に訪問した施設は、府中刑務所、警察庁科学警察研究所である）。

Ⅳ. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本刑法学会である。そのほか、研究者と実務家が共同研究する刑事判例研究会に所属し、定例の研究会に出席している。

また、この期間に従事した社会的活動として、司法試験第2次試験考査委員（刑事訴訟法）（2001年1月から現在まで継続中。なお、2006年1月から同科目幹事及び旧司法試験第2次試験運用等検討小委員会委員）、日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員（2002年8月から2004年7月まで）、法制審議会刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会委員（2004年4月から同年9月まで）、警察大学校特別捜査幹部研修所専門講師（2004年4月から現在まで継続中）、法制審議会少年法（触法少年事件・保護処分関係）部会委員（2004年10月から2005年3月まで）、法科大学院協会司法試験等検討委員会委員（2004年12月から現在まで継続中）、日本学術振興会科学研究費委員会専門委員（2005年1月から同年12月ま

で)、大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価専門委員(2005年7月から現在まで継続中。なお、2006年6月より第5部会副部会長)、第163国会衆議院法務委員会参考人(2005年10月)、法制審議会刑事法(財産刑関係)部会委員(2005年10月から2006年3月まで)がある。

V. その他

教育研究委員会委員(2004年4月から現在まで継続中)及び同委員会委員長(2005年4月から現在まで継続中)として、教務関係事項の処理に従事している。また、認証評価小委員会委員長、入試委員会委員を務めている。

■ 原 強 (はら・つよし)

■ 教授：民事訴訟法

I. 研究成果

1. 著書・論文

①『新会社法と会社訴訟の実務』（新日本法規・2006年8月）88～116頁

②『Q&A倒産法改正と民事法の実務』（新日本法規・2005年11月）79～190頁

③『産廃判例を読む』（環境新聞社・2005年7月）7～19頁

④『論点講義・民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂・2005年7月）1～300頁

⑤『平成16年改正民事訴訟法・民事執行法の要点』（新日本法規・2004年12月）
134～171頁

⑥『改正担保・執行法の徹底解説』（中央経済社・2004年6月）32～83頁

⑦『[新版]平成16年4月1日施行民事訴訟法の要点』（新日本法規・2004年4月）
29～74頁

[コメント]

この数年間、民事手続法は、倒産処理法制も含めて、改正に次ぐ改正を見てきたこともあり、研究関心は、必然的に、改正によって新たに創設された制度や変容された制度などを改正前の原理原則と比較対照することにあつた。また、会社法が改正され、会社組織に関する訴訟や株主代表訴訟などについても改正されており、研究の対象としている。①、②及び④～⑦は、その成果である。

また、民事手続法は、わが国における高度の法曹養成教育機関である法科大学院における教育においても、きわめて重要な位置を与えられており、常に現状を踏まえつつ最新の理論状況についても教授していかなければならず、教育と研究とが密接に交わる法領域であり、研究を教育に直接反映できることにも意を配った。その成果が、④である。

2. その他

- ①『立証の実務』（ぎょうせい・2006年8月）64～74頁
- ②「書評：小林秀之編『法学講義 民事訴訟』（経済法令研究会/銀行法務21 2006年8月号）」
- ③「判例解説：最（2小）決平成17年7月22日民集59巻6号1888頁」（有斐閣/平成17年度重要判例解説・2006年6月）」
- ④「判例解説：最（1小）判平成16年12月24日判例時報1890号46頁」（日本評論社/私法判例リマークス32号・2006年2月）」
- ⑤「書評：小林秀之著『裁かれる三菱自動車』（日本評論社/法学セミナー2005年11月号）」
- ⑥「判例解説：最（1小）判平成10年3月26日民集52巻2号483頁」（有斐閣/ジュリスト別冊・民事執行・保全判例百選・2005年8月）」
- ⑦「学界回顧・民事訴訟法（2004）」（日本評論社/法律時報76巻13号・2004年12月）」
- ⑧「判例解説：徳島地判平成16年1月14日判例集等未掲載」（全国産業廃棄物連合会/いんだすと19巻12号・2004年12月）」

[コメント]

理論的にも、実務的にも、古い判例はもちろんのこと、比較的新しい判例や学説をフォローしておくことが重要であることはいうまでもない。③④⑥⑦⑧は、その成果である。

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

- ①『注解民事訴訟法Ⅲ』（青林書院・脱稿済み）

2. 短中期的な研究計画

現在、民事司法制度運営のあり方に関心を持っており、主として、アメリカにおける民事司法制度運営のあり方と対比しながら研究を行っている。また、実務と理論の相克という観点から、何故に実務と理論との間に大きな乖離が生じるのかについても関心をもって研究対象としている。

また、より個別的な問題としては、確認の訴えの利益、公務秘密文書と文書提出義務、手続保障とその制約原理などについて研究しており、近いうちに成果をまとめたいと考えている。

Ⅲ. 教育活動

2004年度は、「民事訴訟法Ⅱ」「民事執行・保全法」を担当した。2005年度及び2006年度は、「民事訴訟法Ⅱ」「民事執行・保全法」に加えて、「民事訴訟法Ⅰ」「模擬裁判（民事）」「リーガル・クリニック」「論文作成」を担当した。

実務系科目である「模擬裁判（民事）」「リーガル・クリニック」を除き、民事手続の基本構造、基本概念を再確認しながら、民事手続法に関する基本的理解をさらに深めるとともに、事案分析能力、法適用能力、個別具体的な事案に対する問題解決能力の涵養を目指すべく、実際の判例や、さまざまな設例をもとにした、双方向授業を試みた。

Ⅳ. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本民事訴訟法学会及び、日米法学会である。

2005年から、工業所有権審議会試験委員・弁理士審査分科会試験委員を務めている。また、独立行政法人工業所有権情報・研修館にて特許庁事務系職員研修、審判官コース研修、審判書記官研修などの講師を務めている。

Ⅴ. その他

学生生活委員会委員、リーガルクリニック運営委員会委員を務めている。

■ 福田 誠治 (ふくだ・せいじ)

■ 教授：民法

I. 研究成果

1. 論文

① Zum Ausgleich zwischen Bürgen und anderen Sicherungsgebern: Entwicklung eines Ausgleichsmaßstabs im Spannungsverhältnis zwischen Billigkeit und Praktikabilität in: Rolf Knütel / Shigeo Nishimura (hrsg.), Hundert Jahre Japanisches Zivilgesetzbuch (Carl Heymanns Verlag, 2004) S.25 - 48

[コメント]

研究対象は求償とそれに関わる担保保存義務であり、この論文と後掲の判例評釈（その他②）はその成果である。

2. その他

① 「相続開始後、遺産分割前において共同相続財産たる不動産から生ずる賃料債権の帰属」法学教室 306 号別冊付録判例セレクト 2005（2006 年 3 月）26 頁

② 「一部担保と民法 504 条：任意売却に伴う根抵当権の放棄が担保保存義務違反にあたる」とした事例」帝塚山法学 10 号（2005 年 10 月）175~201 頁

II. 今後の研究計画

近年、特に重点をおいているのは、継続的取引の継続中における担保物の任意売却とそれによる根保証人や物上保証人への影響という問題であり、広い意味での求償制度のなかで根保証・根抵当取引の特殊性をどのように位置づけるべきかを考えている。具体的には次の 3 点を柱にしており、①②は短期的な課題、③は中長期的な課題である。

① 私的実行の位置づけ：平成 15 年担保執行法の改正によって、滌除制度が抵当権消滅請求制度に衣替えされたが、それは実体法たる民法よりも執行法の問題ではないかという指摘がなされている。この点につきフランス法をみると、民法が滌除制度を有し、また民事訴

訟法が任意売却への転換という制度をもつことで、私的実行を法制度の中に取り込めようとして、正式な担保権の実行と私的実行を複線的なものとして位置づけている。但し、その具体的な制度像については、200年の歴史の中で紆余曲折を経ているところであり、その経緯をたどることで上記の問題に対する示唆を得たい。

②根保証制度と根抵当制度の比較：昭和46年の根抵当法は、確定前における流動性を強調しているが、その立法過程では代位による求償権についても一定の配慮をしていたことが窺える。ところが、平成16年法による貸金等根保証に関する規律が根保証人の保護に重点をおいたことで、2つの制度にズレを生じており、求償問題に関して根保証人に不利益をもたらしかねない。その関係を明らかにするために、2つの制度の関係を整序したい。

③求償制度の整理：代位による求償制度は、取引実務に幾多の違和感を与えている。たとえば、保証人と物上保証人の機能は大きく異なるにも拘わらず、代位割合の算定にさいしては両者を同列においているし、また担保保存義務は抵当権者にとっては継続的取引の阻害要因となりうる。しかし、同様の制度をもつ母法フランスではそういった問題点は指摘されていないところであって、彼我の差異がどこから生じているのかを明らかにしたい。

Ⅲ. 教育活動

法科大学院の開設当初から、標準コース1年生を対象とする民法基礎Ⅰ（4単位・前期）を担当している。2006年度において、過年度の経験を踏まえて特に工夫したのは次の2点である。

①講義内容

受講対象が法学未修者であることを考えて、2004、2005年度においては判例通説に重点をおき、その考え方の修得に力を注いだ。具体的には、レクチャーメソッドの講義と答案練習を併用することで、法律学の学修方法を受講生諸君に体得させようとした。もちろん、レクチャーメソッドの講義とはいっても、受講生諸君からの自発的な発言を随時促していたが、授業の進行に応じて受講生に準備の余裕がなくなってくるのか、2年とも5月下旬以降は発言者が少なくなってしまった。

それよりも、もっと気になったのは、問題に対する正答を求めようとする態度が受講生諸君の中に窺われたことであって、何度か意見交換をしたものの、必ずしも教師の意図が伝わらないことが判明した。誤解を恐れずにいえば、判例の「考え方」を伝えようとしたのに、受講生のなかには判例の「結論」を覚えようとする傾向がみられ、熱心な受講生でも授業準備の段階で参照していたのは判決原文や調査官解説に限定されることが少なくな

かった。それ自体はやむを得ない面もあって、入学直後の未修者であり、4月からの4ヶ月程度で財産法の半分を扱っているわけだから、基本となるべき判例を知り、かつ受講生なりに理解しようとしたのであろうが、判例理論を固定的な不動のものとして捉えようとしていることには大きな危機感を抱いた。

その反省を踏まえて、2006年度においてはケースメソッドを採用した。法知識については教科書や配布資料に委ね、講義では、具体的な事例を素材にして判例通説が示す理由付けを確認させると同時に、その問題点を受講生に問いかけていったのである。そこで問いかけた論点のほとんどは、指定した教科書の行間に書かれていることであって、受講生諸君は授業準備の段階で教科書以外の体系書などを熱心に読んでくれるようになった。

もっとも、この方法には課題も残った。講義中に留意したのは、取引や紛争の実態を法の枠組みの中にどのようにして取り込んでいくかという点であったが、受講生諸君は紛争の背景にある取引実態を具体的にイメージ化することができず、教師の問いかけに対して「どう答えてよいか分からない」という感想を漏らすことが少なくなかった。この点については、なお工夫を続けていきたい。

②個別の意見聴取と学修指導

法科大学院では、受講生の授業評価アンケートを実施しているが、これらは学期中に1・2度行われるだけであり、フィードバックの機会としてはあまりに少ない。もちろん、ここでのアンケート結果は次年度以降の講義に生かされることになるが、現にアンケートに答えた受講生に対してはフィードバックすることが難しい。そのため、アンケートとは別に、希望などを申し出るようにと随時呼びかけてきたが、実際にリアクションを起こすのは特定の受講生に片寄りがちである。特に問題を感じたのは、次の点である。

標準コースではあっても、他学部出身者や、社会人経験者ばかりではなく、むしろ法学部を卒業したばかりのものが相当割合を占める。そのため、法学に関する知識や素養は多種多様であり、50名の少人数クラスという利点を発揮するのは容易でないのだが、受講生の経歴が程よく分散しておれば受講生の多様さが授業運営に大きな影響を与えるわけではない。この点、2004年度は法学部卒業者・社会人経験者がそれぞれ半数程度であるなど、受講生の経歴には特に片寄りがなく問題を感じなかったのであるが、2005年度は法学部卒業の若年層が相当割合を占め、しかもその中に積極的な発言者が多かったために、講義の重点が法学部卒業者を対象としたものにシフトしてしまった。学期の終了間近になって、他学部卒業者が学修上の不安を相談に来たことがあったが、その問題点をもっと早く把握できなかったことが悔やまれた。

それを反省し、2006年度においては、学修上の不安等を早期に吸い上げるため、受講生3～5名程度をグループ分けし、毎週1度、昼食の時間を利用して個別に意見を聞いた。

予想通りであったが、法学部卒業者、特に若年層はある程度の法知識をもっており、予復修のバランスよく時間を使っているものが多いのに対し、法学に接するのが初めてだという受講生は予修だけで精一杯のようである。このグループ別の面接を通じて、それぞれの層に対し、学期中における到達目標と学期終了後の長期休暇における到達目標を提示し、より適切な学修指導を行うことができたと考えている。また、フィードバックという点についても、配付資料に関して受講生の要望を取り入れ、設問形式などを工夫することができた。

IV. その他

入試委員会委員、図書委員会委員を務めている。

■ 更田 義彦（ふけた・よしひこ）

■ 教授：弁護士、実務家教員

I. 教育活動

①法曹倫理（2004年度後期〈1クラス〉、2005年度及び2006年度前期〈各2クラス〉）

② 訴訟実務基礎刑事（2005年度及び2006年度前期〈各2クラス〉）

③ 模擬裁判（刑事）（2005年度後期）

④ 模擬裁判（民事）（前同）

⑤ 法文書作成（前同）

⑥ 弁護士事務所見学の受け入れ（毎年8月上旬に各3回程度、各回10名前後）

[コメント]

法曹倫理、法文書作成の講義は、講義の組み立て、教材の選択等の準備、さらには授業内容、評価について、独善的にならないように戒心し、改善していきたい。

II. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

[事件・案件の項目・概要]

①民事訴訟：損害賠償請求事件（医療過誤・名誉毀損等）、労働（地位保全仮処分、解雇無効）、宗教法人の役員の地位確認に関する上告事件、家事事件（相続財産管理、離婚等）、独禁法違反公取審判事件、大規模破産管財事件（常置代理人として関与・任務終了）、民事再生事件（申立代理人として関与・終結）、商事事件（会社の取締役に対する損害賠償請求事件、株主代表訴訟による損害賠償請求事件、証券取引法にもとづく損害賠償請求事件）等。

訴訟に至らない交渉案件・非訟手続等：損害賠償請求、不動産賃貸借・売買等の交渉、雇用関係、遺言執行、家事事件（履行確保・相続財産管理人選任、失踪宣告申立等）、納税管理（在外邦人）、著作権法違反告訴、商標、著作権紛争交渉（涉外）、財産管理等。

刑事事件：証券取引法違反被告事件（刑事控訴審の立証活動・弁論要旨、上告趣意の作成）等。

②顧問先その他の法律相談

個人のほか、建設会社、食品会社、医療器材販売会社、映像教育機材制作販売会社、機械販売代理会社、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、財団法人等。

[コメント]

2004年から2006年の前半にかけて、比較的規模の大きい長期継続事件が次々と終結した。新受事件はあまり多くない。

Ⅲ. 担当授業科目に関連する主な公表論文等

1. 論文

①「フランス法における専門家責任」(新・裁判実務大系8『専門家責任訴訟法』)(2004年)

2. 研修・講演など

①法科大学院の授業の実際「法曹倫理」(法科大学院協会シンポジウム「法科大学院における教育の実際」2004年12月11日)

[コメント]

授業の実際を紹介することを求められたため、課題を十分に絞りきれなかった憾みがある。

Ⅳ. 担当授業科目に関連する主な社会活動

(公益的な活動)

- ①当番弁護士として接見活動
- ②医療関係企業の倫理審査委員会委員
- ③人権擁護委員としての人権相談、講演
- ④国土交通省中央建設工事紛争審査会の調停、仲裁事案に調停委員、仲裁委員として関与

V. その他

「法曹倫理に関する研究会」（首都圏の法科大学院教授《実務家教員》等によって構成される任意的研究会）に参加。「守秘義務」の項を担当して執筆中。

法科大学院においては、学生生活委員会委員を務めている。

- 藤枝 純 (ふじえだ・あつし)
- 教授：弁護士、実務家教員

I. 教育活動

2006 年度に、租税法、国際租税法、リーガルライティングを担当している。

II. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

[事件・案件の項目・概要]

秘密保持義務があるため最近の裁判のみ記載する。

- ・ドコモエントランス回線税務訴訟（係争金額 100 億円超）第一審（東京地裁勝訴）、第二審（東京高裁勝訴、平成 18 年 4 月判決言渡）エントランス回線の少額減価償却資産性
- ・神奈川県企業税訴訟（横浜地裁係属中）係属中のため、事件の項目の説明は省略

III. 担当授業科目に関連する主な公表論文等

①「最近の租税条約改正の論点：日米・日英・日印新租税条約をベースとして」日本機械輸出組合「多国籍企業税務研究会報告書－租税条約及びアジア・中国税制等に関する課題と問題点－」（2006 年 6 月）

②「最近の移転価格税制の執行に対する一法律実務家のコメント」国際商事法務 2006 年 9 月号

③日本機械輸出組合「多国籍企業税務研究会委員」2006 年

IV. その他

学生生活委員会委員、エクスターンシップ運営委員会委員を務めている。

■ 前田 陽一（まえだ・よういち）

■ 教授：民法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『環境法入門』（有斐閣・2005年10月）（共著）

[コメント]

この数年間、民法の中でも特に、不法行為法と親族相続法の分野を中心に研究してきた。不法行為法の応用問題として、公害環境問題に関する損害賠償訴訟・差止訴訟を研究し、学部で「環境私法」を講義してきた経験を踏まえて、上記著書を執筆した（「環境と民事紛争」の項目などを分担）。なお、後述するように、現在、債権各論の教科書（3人の共著）の不法行為の項目を執筆中であり、また、短中期的な計画として、親族相続法の教科書（4人の共著）を執筆する計画を進めている。

2. 論文（いずれも単著）

- ①「リゾートクラブ会員契約」加藤雅信ほか編『21世紀：契約法の最前線』（判例タイムズ社・2006年7月）259～282頁

- ②「請求権競合と要件事実論：不法行為と債務不履行の要件事実を中心に」大塚直ほか編『要件事論と民法学との対話』（商事法務・2005年9月）398～423頁

- ③「名誉毀損・プライバシー侵害訴訟」川井健ほか編『転換期の取引法：取引法判例10年の軌跡』（商事法務・2004年10月）427～473頁

- ④「生命保険金と特別受益・遺留分減殺」民事研修(みんけん)563号（2004年3月）3～22頁

[コメント]

②は不法行為と債務不履行の要件事実を比較検討したものであり、法科大学院で担当している未修者の向けの親族相続法の講義でも要件事実論の初歩に触れるようにしている。

③は不法行為法の分野の研究テーマの1つの柱である名誉毀損およびプライバシー侵害に関するものである。親族相続法の分野では財産法との交錯領域を中心に研究しており、④もその一環である。実務上も理論上も重要な論点である生命保険金と特別受益・遺留分減殺との関係について近時の判例を踏まえながら検討したものである。

3. その他（いずれも単著）

①「法廷における被疑者の容ぼう等の撮影・写真等の公表と不法行為法上の違法性」法の支配（2006年7月）142号

②「著名な運動選手と芸能人の親密交際の記事および写真の雑誌掲載とプライバシー権および肖像権の侵害による不法行為の成否」判例評論 567号 32～36頁（判例時報 1921号 194～198頁）（2006年5月）

③「相続開始から遺産分割までに遺産から生じた賃料債権の帰属」金融・商事判例 1235号（2006年3月）7～10頁

④「死亡保険金請求権と民法903条」判例セレクト 2005（法学教室 306号別冊）（2006年3月）25頁

⑤「逸失利益の算定と中間利息の控除割合」判例タイムズ 1196号（2006年2月）43～46頁

⑥「民法判例レビュー・今期の主な裁判例・民事責任」判例タイムズ 1196号（2006年2月）25～31頁

⑦「権利侵害」奥田昌道ほか（編）『民法講義6 事務管理・不当利得・不法行為』（悠々社・2006年2月）90～110頁

⑧「専門家の意見と相当性の存否」別冊ジュリスト 179号・メディア判例百選（2005年12月）68～69頁

⑨「債権者取消権(1)」鎌田薫ほか編著『民事法Ⅱ担保物権・債権総論』（日本評論社・2005年8月）231～240頁

⑩「被相続人を保険契約者及び被保険者とし共同相続人を保険金受取人とする死亡保険金請求権と民法 903 条」 N B L 809 号（2005 年 5 月） 61～67 頁

⑪「民法 416 条と不法行為」別冊ジュリスト 160 号・民法判例百選Ⅱ債権〔第 5 版新法対応補正版〕（2005 年 4 月） 184～185 頁

⑫『法的な見解の表明』と『意見ないし論評の表明』による名誉毀損」 N B L 807 号（2005 年 4 月） 54～59 頁

⑬『法的な見解の表明』と『意見ないし論評の表明』による名誉毀損」法学教室 294 号（2005 年 2 月） 158～159 頁

⑭「プライバシー侵害と出版の事前差止め：『週刊文春』差止事件」判例タイムズ 1156 号（2004 年 10 月） 83～90 頁

⑮「商標権侵害について商標法三八条一項但書による損害額算定および先行訴訟の被告との共同不法行為成立による賠償債務の不真正連帯関係が認められた事例」判例評論 548 号 37～43 頁（判例時報 1864 号 215～221 頁）（2004 年 10 月）

⑯「テレビ報道による名誉毀損と摘示された事実の『重要な部分』についての真実性の証明」 N B L 788 号（2004 年 7 月） 83～90 頁

⑰「大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生のプライバシーの侵害」ジュリスト 1269 号・ジュリスト増刊平成 15 年度重要判例解説（2004 年 6 月） 89～90 頁

⑱「プライバシー侵害の不法行為に関する最近の二つの最高裁判決」判例タイムズ 1144 号（2004 年 5 月） 89～95 頁

⑲「民法判例レビュー・今期の主な裁判例・民事責任」判例タイムズ 1144 号（2004 年 5 月） 67～70 頁

⑳「千葉川鉄事件」別冊ジュリスト 171 号・環境法判例百選（2004 年 4 月 32～33 頁）

(21)「名誉毀損における『真実性』の判断の基準時と考慮される証拠の範囲」NBL780号(2004年3月) 72～76頁

(22)「共同不法行為と過失相殺の方法」判例セレクト2003(法学教室282号別冊)(2004年3月) 23頁

[コメント]

近年の研究の大きな柱として、判例研究がある。不法行為法の分野の中でも特に名誉毀損・プライバシー侵害など人格権に関わる判例研究が多いが、親族相続法と財産法の交錯領域の問題に関するものとして③④⑩がある。そのほか、⑨は離婚の財産分与と詐害行為取消に関する学説・判例を整理したものである。

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

債権各論の教科書(3人の共著)の不法行為の項目の執筆を9割方終えており、来年には刊行する予定である。また、現在、遺留分減殺請求権に関する論文を執筆中である。

2. 短中期的な研究計画

法科大学院の既修者として要求される水準を想定した親族相続法の教科書(4人の共著)を執筆する計画を進めている。また、これまでの名誉毀損・プライバシー侵害に関する研究を一冊にまとめる計画を進めている。

III. 教育活動

平成16年度～18年度に、未修者を対象とした親族相続法の講義である「民法基礎Ⅲ」を担当した。

IV. 学会活動・社会的活動

日本私法学会、金融法学会、日仏法学会、環境法政策学会などに所属している。

平成 18 年度 司法試験（旧試験）第二次試験民法考査委員（法務省）、平成 17 年度～18 年度 文化審議会 著作権分科会 法制問題小委員会 司法救済ワーキングチーム員（文化庁）、平成 13 年度～18 年度 領事法制研究会 委員（外務省領事局）などを務めている。

V. その他

平成 17 年度まで、FD 委員会委員を務めた。平成 18 年度は、自己点検評価委員会委員を務めている。

- 町野 朔（まちの・さく）
- 教授：刑事法、医事法、環境法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『触法精神障害者の処遇（増補版）』（共著）（信山社・2006年8月）
- ②『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』（共著）（(財)社会安全研究財団・2006年3月）
- ③『今後の終末期医療の在り方』（中央法規出版・2005年1月）
- ④『臓器移植法改正の論点』（共著）（信山社・2005年1月）
- ⑤『ロースクール刑法総論・ロースクール刑法各論』（共著）（信山社・2004年3月・9月）
- ⑥『プレップ刑法〔第3版〕』（弘文堂・2004年3月）

[コメント]

①②④は長期間に渡る研究会の成果をまとめたもの。立法論にある程度の影響を与えている。③は政府の審議会報告に関係したもの。⑤は法科大学院既習者の刑法のための教材。①～⑤いずれについても町野が編集作業を行い、執筆も行っている。⑥は、未修者の刑法の教科書として版を改めたもの。

2. 論文

- ①「法律家の視点から見た医療観察制度の問題点」日本司法精神医学創刊号（2006年5月）
- ②「臓器移植法改正問題のメモ」日本臨床8月号（2005年8月）

③「普遍的生命倫理規範の展開—IBC（国際生命倫理委員会）東京会議に寄せて」学術の動向 2005年7月号（2005年7月）

④「総論：医療観察法施行の意義」日本精神科病院協会雑誌 24巻4号（2005年4月）

⑤「平野龍一先生と日本の精神医療」ジュリスト 1281号（2004年12月）

[コメント]

臓器移植法改正問題、触法精神障害者に関する立法（心神喪失者等医療観察法）に関する論文がどうしても多くなっている。

3. その他

①「母は人工呼吸器のスイッチを切った：相模原ALS事件」Azest 2006年8月号

②「誰も孝を救えなかったのか：尼崎児童虐待死事件」Azest 2005年8月号

[コメント]

書評、座談会、新聞コラムなどはほかにもいくつかあるが、上記①～②は受験生のために法律問題を解説したもの。いずれもショッキングで暗い問題を取り上げているが、読者の反応が良いようなので、私としては気に入っている。

4. 学会等報告

①「医療観察制度概論」[精神保健観察等管理者研修]（2006年8月31日）

②「法と人権」[精神保健指定医講習]（2006年8月28日）

③「総論・審判手続」「医療と法」「参与員業務演習」[判定医等人材研修]（2006年7月13-15日）

④「司法精神医療の現状と課題」[日本司法精神医学大会]（2006年5月26日）

⑤“Bio-Medical Technology, Medical Law and Bioethics: Experiences of the Japanese”

[ポール・バーク博士特別講演会] (2006年4月13日)

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

『ロースクール刑法総論』『各論』を3年間使用した経験にもとづいて、大改正することが最優先の課題。次いで、加速する刑事法改正に対応するために『プレップ刑法』の第4版を作る。最後に、旧著『刑法総論講義案I』[第2版]を改訂し、さらに完結できればと思っている。

2. 短中期的な研究計画

刑事法、医事法、環境法の時事問題にできるだけ対応して、法科大学院の授業に還元したいと思っている。現在、継続している司法精神医学関係の仕事は、医療、社会福祉の領域の人たちから多くを学ぶことができるので、実践的な法学教育に有益である。

III. 教育活動

オフィスアワー外でも学生の希望があればいつでも面談に応じている。定期試験の後、優秀答案にコメントを加えたものを学生に回覧しているが（もちろん、その答案の作成者の協力を得て）、これは教師が模範答案を書くより、学生には分かりやすいようである。

IV. 学会活動・社会的活動

現在、刑法学会、日本医事法学会、法と精神医療学会、日本司法精神医学会の会員。日本学会議会員（第18期-20期[現在]）。精神医療、医事法、生命倫理関係のいくつかの研究会を主催。医療・生命倫理関係の国の審議会の委員をいくつか務める。複数の施設の倫理委員会委員。心神喪失者等医療観察法のための人材養成事業の企画委員および講師。

V. その他

人事委員会委員、予算委員会委員、エクスターンシップ運営委員会委員、入試委員会委員を務めている。

■ 森下 哲朗（もりした・てつお）

■ 助教授：国際取引法、金融法、交渉学

I. 研究成果

1. 著書

①『交渉ケースブック』（商事法務・2005年4月）（インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションに関する部分を担当）（太田勝造・野村美明編）

②『金融取引法 [第2版]』（法律文化社・2004年4月）（コミットメント・ライン、信用状、デリバティブ取引、シジケートロン、プロジェクト・ファイナンスの部分を担当）（西尾信一編）

③『マテリアルズ 国際取引法』（有斐閣・2004年1月）（澤田壽夫教授、柏木昇教授との共編著）

[コメント]

①は交渉の教材の分担執筆。②は金融法に関する教科書の分担執筆。③国際取引法の授業に用いる基本的な資料・教材として作成したものであり、法科大学院の授業でも主要な資料として活用している。

2. 論文

①「海外金融法の動向（イングランド）」金融法研究 22号 134頁（2006年6月）

②「スポーツ仲裁判断の役割と課題」上智大学法科大学院文部科学省法科大学院形成支援プログラム－仲裁・ADR・交渉の研究と実践－報告書『スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて』（2006年3月）

③「国際通貨法と国家管轄権」ジュリスト 1301号（2005年11月）52頁

④「電子マネーに関する規制についての欧米の動向」金融法務研究会『電子マネー法制』（金融法務研究会事務局、2005年9月）18頁

⑤「ジョイントベンチャーと契約、一般法理、信頼、そして弁護士」澤田・柏木・森下編著『国際的な企業戦略とジョイント・ベンチャー』（商事法務・2005年10月）67頁

⑥「預金の帰属をめぐる諸問題」（岩原紳作教授と共著）金融法務事情 1746号（2005年8月）24頁

⑦「海外金融法の動向（イングランド）」金融法研究 21号（2005年6月）149頁

⑧「銀行取引と国際私法」金融法務事情 1717号（2004年9月）8頁

⑨「現代における通貨法の意義」金融法務事情 1715号（2004年8月）24頁

⑩「海外金融法の動向（イングランド）」金融法研究 20号（2004年4月）119頁

⑪「国際証券決済法制の展開と課題」上智法学論集 47巻3号（2004年3月）172頁

⑫「eUCP について」日弁連法務研究財団編『論点教材 電子商取引の法的課題』（商事法務・2004年1月）77頁

⑬「電子商取引と国際私法の課題」日弁連法務研究財団編『論点教材 電子商取引の法的課題』（商事法務・2004年1月）77頁

[コメント]

金融法、国際取引法の分野を中心に論文を執筆してきた。

3. その他

①「[評釈] 東京地判平成 15 年 3 月 19 日（債券現先取引におけるエド[®]取引の不履行と取引相手方に対する代表取締役の責任）」ジュリスト 1317号(2006年8月)274頁

②「第四回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション」法学教室 2006年3月号

③「法例」法学教室 299号（2005年8月）2頁

④「[評釈] 東京地判平成 15 年 9 月 26 日、東京高判平成 16 年 3 月 30 日（信用状取引の準拠法・国際裁判管轄）」平成 16 年度重要判例百選・ジュリスト 1291 号（2005 年 6 月）292 頁

⑤「[評釈] 東京地判平成 14 年 9 月 10 日（為替予約契約の解除と原状回復義務）」ジュリスト 1292 号（2005 年 6 月）168 頁

⑥「第三回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション」法学教室 2005 年 3 月号

⑦「[評釈] 仙台高判秋田支部平成 12 年 10 月 4 日（間接保有証券の権利の移転）」別冊ジュリスト国際私法判例百選 42 事件（2004 年 7 月）

⑧「[書評] 久保田隆『資金決済システムの法的課題』」ジュリスト 1277 号（2004 年 10 月）87 頁

⑨「[評釈] 東京地判平成 12 年 11 月 30 日、東京高判平成 14 年 3 月 29 日（債券購入業者による外国国家等に対する訴訟の可否）」ジュリスト 1261 号（2004 年 2 月）184 頁

⑩「第二回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション」法学教室 2004 年 3 月号

4. 学会等報告

①「[シンポジウム] 普通預金取引に関する最近の法的諸問題」金融法学会 22 回大会（2005 年 10 月）

②「契約の準拠法に関する問題提起—黙示の意思と特徴的給付、消費者契約を中心に—」国際私法学会 112 回大会（2005 年 5 月）

③「[シンポジウム] 通貨法（lex monetae）概念とその役割の再検証」金融法学会 21 回大会（2004 年 10 月）

II. 今後の研究計画

1. 具体的な執筆計画

平成 12 年度から平成 15 年度にかけて科学研究費補助金を得て実施した研究「国際金融法制をめぐる日米欧間の法的不整合—その解明と解消を目指して」の成果として公表してきた論文等を整理し、一冊の著作にまとめること。

2. 短中期的な研究計画

国際取引法の概説書の執筆、交渉学についての論文執筆。

III. 教育活動

国際取引法、金融法実務演習、ネゴシエーション・ロイヤリング、国際商事仲裁・ADR 演習を担当した。

2004 年度から 2006 年度にかけて、法科大学院等形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」を担当し、日本スポーツ仲裁機構、長島・大野・常松法律事務所の協力を得て、模擬仲裁や模擬調停等を内容とするワークショップ、ハーバード大の講師を招いての交渉セミナー、スポーツ仲裁シンポジウム、スポーツ仲裁についての研究報告、教材作成等を実施した。

IV. 学会活動・社会的活動

金融法学会（幹事）、国際経済法学会、国際私法学会、私法学会、法制審議会幹事（電子債権法部会、間接保有証券準拠法部会）。

V. その他

教育研究委員会、学生生活委員会、エクスターンシップ運営委員会、入試委員会の各委

員を務めている。

■ 矢島 基美 (やじま・もとみ)

■ 教授：憲法

I. 研究成果

1. 著書

- ①『法科大学院ケースブック憲法』（共著）（日本評論社・2005年7月）
- ②『プロセス演習憲法〔第2版〕』（共著）（信山社・2005年4月）
- ③『臓器移植法改正の論点』（共著）（信山社・2004年5月）
- ④『プロセス演習憲法』（共著）（信山社・2004年4月）

[コメント]

法科大学院の開設にともない、これまでの教育方法論では対応し難く、これに応えうるテキスト・演習書の必要性が憲法分野においても認識されていた。①および②（④の改訂版にあたる）はこれを受けて編まれた書籍であって、それぞれ複数の（両者では相異なる）事項について分担執筆した。③は、私自身がかねてより関心を寄せ、研究対象としてきた「生命倫理と憲法」（自己決定権の法理）の問題にかかわり、「臓器移植の法的事項の研究」をテーマとする厚生科学研究に参加した際の報告書を取りまとめたものである。

2. 論文（いずれも単著）

- ①「憲法からみる“教育と規制緩和”」法学セミナー619号（2006年7月）34～37頁
- ②「終末期医療と憲法」学術の動向11巻6号（2006年6月）45～49頁
- ③「ベルギーにおける連邦制」比較法研究67号（2006年5月）54～69頁

[コメント]

経済的自由の領域は私の研究対象の1つになっているが、①は教育分野における規制緩和として、独禁法上の教科書業における特殊指定の廃止を取り上げ、憲法学の視点から論

じたものである。②は、自己決定権の法理において絶えざる論争点となっている「死の自己決定」について、いわゆる安楽死問題を素材に論じたものである。③は、在外研究（2003年10月～2004年9月）の成果の1つにあたる。後記4の比較法学会総会シンポジウムは「連邦制の比較研究」をテーマとするものであったが、その1例としてベルギーにおける連邦制について報告するように求められ、その学会報告をもとに執筆したものである。

3. その他（いずれも単著）

①「〔判例解説〕証取法42条の2第1項3号と憲法29条」法学教室判例セレクト2003（2004年3月）10頁

4. 学会・研究会報告等

①「ベルギーにおける連邦制」比較法学会第68回総会報告（2005年6月）

II. 今後の研究計画

当面は、ここ5、6年にわたって研究を進めてきた自己決定権の法理にかかわり、より原理的な理論研究、多様かつ今日的な事例研究、さらには、比較法的研究（在外研究先であったベルギーを中心とする）をさらに集積し、一応の取りまとめを行いたい。

また、基本的人権の領域をすべて網羅し、人権論のあり様（歴史、意義、わが国の学説・判例の動向、諸外国の事情など）を平明かつビビッドに描き出すようなモノグラフを書き上げたい。

III. 教育活動

2004年度は、「憲法基礎」、「公法Ⅰ」および「公法総合演習」を担当した（最後者のみ、越智敏裕教授と共同担当）。2005年度以降は、正課の講義を担当することはなかったが、アドホックに特別講義を受け持った。

IV. 学会活動・社会的活動

所属学会は、日本公法学会、比較法学会、日仏法学会および全国憲法研究会である。日本公法学会では、2005年度総会運営委員の委嘱を受け、総会（2005年10月開催）では、シンポジウム「公法学教育と大学」の司会を務めた（3名のうちの1人）。

文部科学省（初等中等教育局）教科用図書検定調査審議会臨時委員を務めている。また、裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程の講師を務めている。

V. その他

FD委員会委員兼授業評価小委員会委員を務めている。

■ 吉川 栄一（よしかわ・えいいち）

■ 教授：商法、企業環境法

I. 研究成果

1. 著書

①『企業環境法の基礎』（単著）（有斐閣・2005年12月）

②『企業環境法（第2版）』（単著）（上智大学出版会・2005年10月）

[コメント]

ここ10年間における研究は、企業法的な観点から企業と環境との関係を問い続けてきた。その成果は、①②として発刊することができた。これまで、企業の組織・活動において、環境側面が法的に考慮されることは全くなかったが、地球環境の深刻な状況が広く認識されるようになった1990年代以降、環境保全と経済の発展との調和を図りつつ、利益の最大化を実現することが課題とされてきている。今後、このテーマの重要性が増加することはあっても、減少することは決してないと考えられるところから、企業環境法の体系化を追い求めたいと考えている。

2. 論文

①「環境管理体制の構築と環境コンプライアンス・プログラムの策定」上智法学論集 50巻2号（2006年11月）

②「企業に環境コンプライアンス・プログラムが必要とされる理由」あおぞら 28号（2006年9月）

[コメント]

2005年に成立した新会社法における重要事項の一つとして、株式会社に「業務の適正を確保するために必要な体制」すなわち、「内部統制システム」の整備に関する規定の新設がある。企業が事業を展開する上で関連する法令の遵守体制の確立もこれに含まれる。事業の遂行過程で引き起こされる環境法違反・環境汚染事故の防止をいかに図るかは重要なテーマであり、上記①②の論文も、実務の実態を考慮して、その取り組み課題を提示したも

のである。今後にあっても、会社法と環境法の両分野の接点にある問題の研究を継続することが重要であると考えている。

3. その他（判例解説・評釈等）

①「持株会社構想からの離脱と株主代表訴訟」ジュリスト 1316 号（2006 年 7 月）181 頁

②「同時退社申出と総社員の同意」会社法判例百選 178 頁（2006 年 4 月）

③「民事再生手続開始後の契約者貸付と解約金との相殺」損害保険研究 67 巻 8 号（2005 年 11 月）277 頁

④「大型リゾート開発事業への銀行の融資と株主代表訴訟」ジュリスト 1293 号（2005 年 7 月）118 頁

⑤「手形債権と原因関係上の債権との行使の順位」手形小切手判例百選（第 6 版）（2004 年 10 月）

⑥「特別勘定の指定変更と不法行為責任」損害保険研究 66 巻 2 号（2004 年 8 月）235 頁

⑦「不動産価格連動社債の勧誘時の説明義務と不法行為」ジュリスト 1268 号（2004 年 6 月）223 頁

⑧「債権者代位権に基づく保険契約の解約および解約返戻金請求権と権利濫用」損害保険研究 65 巻 3・4 号合併号（2004 年 2 月）399 頁

II. 今後の研究計画

今日、国際市場における環境意識の変化は、新たな環境規制を招来し、企業経営のあり方にも重大な影響を与えている。そこで、このような市場の動向が企業に及ぼす問題について検討を加えることが必要になる。第 1 には、企業間取引におけるグリーン購入規制の

あり方につき、環境保全と公正な取引を実現するための考慮事項の検討が必要になる。第2には、不動産取引・企業買収・企業資金の貸付等の際に、土壌汚染のリスクを回避するためにデュー・デイリジェンス調査が実施されているが、環境関連法の規制内容・責任態様の解明の他、考慮すべき事項の検討が重要となる。

Ⅲ. 教育活動

2004年度・2005年度は、「商法基礎」・「企業環境法」を担当した。2006年度も同様である。商法基礎は、法学未修者を対象としているために商法の基礎的・体系的な知識の習得に力点を置き、重要判例をフォローするとともにそこで成立している判例理論の理解に心掛けて講義を行なってきた。

企業環境法は、2年時の2005年度に受講者数10名程度ではじめて開講されたが、受講者の多くは、これまでに環境関連法の科目を受講した経験がなく、ましてや企業環境法という未知の分野の科目に遭遇し、そこで扱われている問題が新鮮に映ったようで衝撃をもって受け入れられた様子である。ある学生は、「今、このような問題が起こっているなんて全く知らなかった。環境問題は個人の問題としか捉えていなかった」と語り、現在、企業が直面している環境問題の重要性について認識を新たにしていった。

少人数で授業が行なえるメリットを生かすために、ゼミナール形式で参加者全員に課題を与え、リポーターの報告に基づいて討論し、問題内容の理解と議論の深化をはかってきた。

Ⅳ. 学会活動・社会的活動

日本私法学会の監事および日本海法学会の理事を現在務めている。

Ⅴ. その他

教育研究委員会委員、FD委員会委員長、成績評価委員会委員長を務めている。

- 和仁 亮裕 (わに・あきひろ)
- 教授：弁護士、実務家教員

I. 教育活動

英米私法、国際取引法の現代的課題、金融法実務演習、リーガルライティング、紛争解決技法（ロイヤリング）を担当している。また、所属法律事務所にて、エクスターンシップで毎年数名の学生の受け入れを行っている。

II. 担当授業科目に関連する主な取扱事件・案件処理

デリバティブ取引をはじめとする様々な国際金融および商取引に関連する案件

III. 担当授業科目に関連する主な公表論文等

1. 著書

①“Set-off Law and Practice – An International Handbook”（『相殺に関する法律と実務 – 国際的なハンドブック』）William Johnston and Thomas Werlen（ウィリアム・ジョンストン＝トーマス・ワーレン編）（Oxford University Press（オックスフォード大学出版）（2006年7月）（共著）

②『会社法とコーポレートガバナンス - 委員会設置会社 VS. 監査役設置会社』（中央経済社・2005年12月）（共著）

2. 論文その他

①「金融商品取引法で何が変わる？」（共著）KINZAI ファイナンシャル・プラン 257号（2006年7月）

②「〔鼎談〕 新しい銀行代理店規制を考える（特集 銀行代理店--改正法の概要と活用可能性）」（共著）旬刊金融法務事情 54巻1号（2006年7月）

- ③「金融検査最前線」ソフィア 54 巻 2 号（2006 年 6 月）
- ④「一橋 ICS 経営法務講座（第 17 講）金融取引と賭博罪をめぐる問題」週刊東洋経済 5973 号（2005 年 8 月）
- ⑤「株式公開買付けによる企業買収と買収防衛策」（共著）資本市場 240 号（2005 年 8 月）
- ⑥「ロー・クラス 連続対談・ビジネス法務とロースクール教育(17) 金融の最先端で、弁護士はどんな役割を?--和仁亮裕弁護士×野村修也」（共著）法学セミナー49 巻 5 号（2004 年 5 月）
- ⑦「問題の本質を探る（緊急特集=敵対的企業買収--ニッポン放送株争奪劇が提起した問題）」（共著）旬刊金融法務事情 53 巻 7 号（2005 年 3 月）
- ⑧「HOT/COOL Player 激動期の法律事務所と弁護士」NBL805 号（2005 年 3 月）
- ⑨「企業マネジメントからの視点（特集=会社法現代化要綱試案を読み解く）」（共著）旬刊金融法務事情 52 巻 1 号（2004 年 1 月）

IV. 研修・講演など

- ①「金融商品取引法」複数の銀行、証券会社等向け個別セミナー（2006 年度）
- ②「金融商品取引法」社団法人金融財政事情研究会（2006 年 5 月 30 日）
- ③「投資サービス法」日本 CFA 協会（2006 年 2 月 15 日）
- ④「マーケット側法律家から見た最近の金融立法動向―投資サービス法を中心に」金融資本市場委員会（2005 年 12 月 15 日）
- ⑤“Japanese Legal Issues: Impact of the new Japanese Bankruptcy law on derivatives

market”, International Swaps and Derivatives Association, Regional Member Conference (「日本の新倒産法のデリバティブ市場への影響」国際スワップ・デリバティブズ協会、地域コンファレンス) (2005年10月27日)

⑥“Overview of the ISDA Credit Support Annexes, the Japanese Annex and Relating Japanese Law Legal Issues”, International Swaps and Derivatives Association, Understanding Collateral Arrangements and the ISDA Credit Support Documents Conference (「ISDA クレジット・サポート・アネックス、日本法アネックス及び関連する日本法上の問題」国際スワップ・デリバティブズ協会、担保に関する取決め及び ISDA クレジット・サポート・ドキュメントを理解するコンファレンス) (2005年7月11日)

⑦「金融庁ガイドラインと態勢整備のポイント」(2005年6月1日) 全国地方銀行協会『金融法務研究講座』

⑧“The 2002 ISDA Master Agreement and the Validity of Netting”, International Swaps and Derivatives Association, Prospective Member Meeting (「2002年 ISDA マスター契約とネットティングの有効性について」) 国際スワップ・デリバティブズ協会、ノン・メンバー向けミーティング) (2005年4月15日)

⑨「国際金融取引法入門」東京大学法科大学院法科大学院形成支援プログラム『トランスナショナル・ロー・セミナー』(2005年3月7日)

⑩“Mastering the 2002 ISDA Master Agreement : The ISDA Master Agreement and Early Termination”, International Swaps and Derivatives Association (「ISDA マスター契約と早期終了」国際スワップ・デリバティブズ協会、2002年 ISDA マスター契約をマスターするコンファレンス) (2005年2月9日)

⑪「メガバンク統合時代の法務とコンプライアンス」社団法人金融財政事情研究会『第6回金融法務新年賀詞交歓会』(2005年1月25日)

⑫「日本におけるデリバティブ取引の発展と弁護士の役割」京都大学大学院法学研究科『21世紀 COE プログラム連続講演会(金融分野における日本の弁護士の役割8)』(2004年12月10日)

⑬“Collateral Law Reform - Further Legal Developments in Japan”, International Swaps and Derivatives Association, Regional Conference in Tokyo (「担保に係る法の改革 - 日本法における更なる発展」国際スワップ・デリバティブズ協会、地域コンファレンス (2004年10月28日))

⑭“Impact of the Hague Securities Convention on Market Practice - A Japanese Practitioner's View” (「ハーグ証券決済準拠法条約の市場慣行への影響 - 日本人弁護士の視点から」)立教大学国際シンポジウム 『ハーグ証券決済準拠法条約』(2004年10月12日)

⑮“Legal Issues on Credit Derivatives in Japan”, International Swaps and Derivatives Association, Credit Derivatives Conference in Tokyo (「クレジット・デリバティブ取引と日本法上の問題」国際スワップ・デリバティブズ協会、クレジット・デリバティブ・コンファレンス) (2004年7月13日)

⑯「デリバティブ取引に関する最近の法律問題と法規制 (2004年アップデート)」経営情報研究会 (2004年6月18日)

⑰“Updates from East Asia for Business Lawyers: Japan - Legal Reformation Still Moving Forward”, American Bar Association, Spring Meeting 2004 (「東アジアからのアップデート: 日本 - 前進する司法改革」米国弁護士協会、2004年春季会議) (2004年4月15日)

⑱“Legal Issues in Japan - Legal Structural Reformation Continues”, International Swaps and Derivatives Association, General Annual Meeting in Chicago (「日本法上の問題 - 進む司法改革」国際スワップ・デリバティブズ協会、シカゴ年次総会) (2004年3月31日)

V. 担当授業科目に関連する主な社会的活動

- ・私法学会会員
- ・The Association of the Bar of the City of New York
- ・国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) 顧問

- ・日米法学会会員
- ・金融法委員会委員
- ・金融法学会会員
- ・金融庁金融審議会委員

VI. その他

成績評価委員会委員、エクスターンシップ運営委員会委員を務めている。